

中学校学習指導要領解説 特別活動編

平成20年 7 月

文 部 科 学 省

目 次

第1章 総 説.....	1
1 改訂の経緯.....	1
2 特別活動改訂の趣旨.....	2
3 特別活動改訂の要点.....	4
第2章 特別活動の目標	7
第1節 特別活動の目標	7
1 特別活動の目標	7
2 特別活動の目標と各活動・学校行事の目標との関連.....	11
第2節 特別活動の基本的な性格と教育的意義.....	13
1 人間形成と特別活動.....	13
2 特別活動の教育的意義.....	15
3 特別活動の内容相互の関連.....	16
4 特別活動と各教科，道徳，総合的な学習の時間等との関連	17
第3章 各活動・学校行事の目標と内容.....	25
第1節 学級活動.....	25
1 学級活動の目標.....	25
2 学級活動の内容.....	26
3 学級活動の指導計画.....	44
4 学級活動の内容の取扱い.....	51
第2節 生徒会活動.....	58
1 生徒会活動の目標.....	58

2	生徒会活動の内容.....	59
3	生徒会活動の指導計画.....	63
4	生徒会活動の内容の取扱い.....	69
第3節	学校行事.....	74
1	学校行事の目標	74
2	学校行事の内容	75
3	学校行事の指導計画	83
4	学校行事の内容の取扱い.....	88
第4章	指導計画の作成と内容の取扱い.....	92
第1節	指導計画の作成に当たっての配慮事項	93
1	特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画の作成	93
2	生徒指導の機能を十分に生かす	96
3	ガイダンスの機能を充実する	98
4	道徳の時間などとの関連	99
第2節	内容の取扱いについての配慮事項	100
1	学級活動，生徒会活動の取扱い	100
2	学級活動の取扱い	101
3	学校行事の取扱い	101
第3節	入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の取扱い	102
第4節	特別活動の指導を担当する教師	103
第5節	特別活動における評価.....	105

第1章 総説

1 改訂の経緯

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっている。

他方、OECD（経済協力開発機構）のPIISA調査など各種の調査からは、我が国の児童生徒については、例えば、

思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題、

読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活習慣に課題、

自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題、が見られるところである。

このため、平成17年2月には、文部科学大臣から、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などと併せて、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、中央教育審議会に対して要請し、同年4月から審議が開始された。この間、教育基本法改正、学校教育法改正が行われ、知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1号）とともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し（学校教育法第30条第2項）、学校教育においてはこれらを調和的にはぐくむことが必要である旨が法律上規定されたところである。中央教育審議会においては、このような教育の根本にさかのぼった法改正を踏まえた審議が行われ、2年10か月にわたる審議の末、平成20年1月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申を行った。

この答申においては、上記のような児童生徒の課題を踏まえ、

改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂

「生きる力」という理念の共有

基礎的・基本的な知識・技能の習得

思考力・判断力・表現力等の育成

確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保

学習意欲の向上や学習習慣の確立

豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

を基本的な考え方として、各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領の改善の方向性が示された。

具体的には、^{ひら}については、教育基本法が約60年振りに改正され、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、これからの教育の新しい理念が定められたことや学校教育法において教育基本法改正を受けて、新たに義務教育の目標が規定されるとともに、各学校段階の目的・目標規定が改正されたことを十分に踏まえた学習指導要領改訂であることを求めた。については、読み・書き・計算などの基礎的・基本的な知識・技能は、例えば、小学校低・中学年では体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達の段階に応じて徹底して習得させ、学習の基盤を構築していくことが大切との提言がなされた。この基盤の上に、の思考力・判断力・表現力等をはぐくむために、観察・実験、レポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を発達の段階に応じて充実させるとともに、これらの学習活動の基盤となる言語に関する能力の育成のために、小学校低・中学年の国語科において音読・暗唱、漢字の読み書きなど基本的な力を定着させた上で、各教科等において、記録、要約、説明、論述といった学習活動に取り組む必要があると指摘した。また、の豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実については、徳育や体育の充実のほか、国語をはじめとする言語に関する能力の重視や体験活動の充実により、他者、社会、自然・環境とかがかわる中で、これらとともに生きる自分への自信をもたせる必要があるとの提言がなされた。

この答申を踏まえ、平成20年3月28日に学校教育法施行規則を改正するとともに、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示した。中学校学習指導要領は、平成21年4月1日から移行措置として数学、理科等を中心に内容を前倒しして実施するとともに、平成24年4月1日から全面実施することとしている。

2 特別活動改訂の趣旨

平成20年1月の中央教育審議会の答申において、教育課程の基準の改善のねらいが示されるとともに、各教科等別の主な改善事項を示している。このたびの中学校特別活動の改訂は、これらを踏まえて行われたものである。

答申の中で、特別活動の改善の基本方針については、次のように示されている。

() 改善の基本方針

特別活動については、その課題を踏まえ、特別活動と道徳、総合的な学習の時間のそれぞれの役割を明確にし、望ましい集団活動や体験的な活動を通して、豊かな学校生活を築くとともに、公共の精神を養い、社会性の育成を図るという特別活動の特質を踏まえ、特によりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力の育成を重視する。また、道徳的実践の指導の充実を図る観点から、目標や内容を見直す。

特別活動の各内容のねらいと意義を明確にするため、各内容に係る活動を通して育てたい態度や能力を、特別活動の全体目標を受けて各内容の目標として示す。

子どもの自主的、自発的な活動を一層重視するとともに、子どもの実態に適切に対応するため、発達や学年の段階や課題に即した内容を示すなどして、重点的な指導ができるようにする。その際、道徳や総合的な学習の時間などとの有機的な関連を図ったり、指導方法や教材を工夫したりすることが必要である。

自分に自信がもてず、人間関係に不安を感じていたり、好ましい人間関係を築けず社会性の育成が不十分であったりする状況が見られたりすることから、それらにかかわる力を実践を通して高めるための体験活動や生活を改善する話し合い活動、多様な異年齢の子どもたちからなる集団による活動を一層重視する。

特に体験活動については、体験を通して感じたり、気付いたりしたことを振り返り、言葉でまとめたり、発表し合ったりする活動を重視する。

次に答申では、中学校特別活動における改善の具体的事項を次のように示している。

() 改善の具体的事項

(中学校)

(ア) 学級活動については、学級や学校の生活づくり、適応と成長及び健康安全、学業と進路の三つの内容から構成することとする。その際、発達の段階を踏まえて、自らよりよい学校生活の実現に取り組む意欲の向上、集団や社会の一員としての守るべきルールやマナーの習得、望ましい勤労観・職業観の育成、将来への希望と自立といった人間としての生き方の自覚などにかかわる事項に重点を置き、内容を整理する。

また、いわゆる中1ギャップが指摘されるなど集団の適応にかかわる問題や思春期の心の問題の重要性に鑑み、よりよい人間関係を築くための社会的スキルを身に付けるための活動を効果的に取り入れる。特に、中学校入学時には、小学校との接

続に配慮して、指導の重点化を図る。

- (イ) 生徒会活動については、学校内外における異年齢の子どもたちからなる集団による健全な人間関係の広がり、よりよい学校生活を主体的に築こうとする自治的能力や責任感の育成を重視する観点から、具体的な内容を示す。
- (ウ) 学校行事については、集団への所属感や連帯意識を深めつつ、学校や社会の中での様々な人とのかかわり、生きること働くことの尊さを実感する機会をもつことが重要である。また、本物の文化に触れ、文化の継承に寄与する視点をもつことが必要である。これらのことを踏まえ、職場体験、奉仕体験、文化的な体験などの体験活動を重視する観点から、学校行事の内容について改善を図る。

3 特別活動改訂の要点

特別活動が、望ましい集団活動や体験的な活動を通して行う実践活動であるという基本的な性格は変わらないが、中学校においては、義務教育としての系統性を踏まえ小学校における特別活動との接続と発展を図るという観点を重視しつつ、改善の基本方針等を踏まえて、次のように改善を行った。

(1) 目標の改善

特別活動が、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる教育活動であることをより一層明確にするため、目標に「人間関係」を加えた。このことによって、集団や社会の一員として、協力して学校生活の充実と発展に主体的にかかわる教育活動としての意義を明確にした。

また、各内容についても、全体の目標を受けて各内容の目標を新たに示すことにより、それぞれの教育活動としてのねらいと意義を明確にした。

(2) 各活動・学校行事の内容の改善

ア 学級活動の改善

学級活動においては、学級活動を通して育てたい態度や能力を新たに目標として示した。特に、よりよい人間関係を築く力、協力して学級や学校の生活の充実向上を図るとともに、生徒が当面する課題に主体的にかかわる態度の育成を重視した。

また、活動内容について、学級や学校の生活づくり、適応と成長及び健康安全、学業と進路の三つの内容から整理するとともに、いわゆる中1ギャップ

が指摘されるなど集団の適応にかかわる問題や思春期の心の問題，社会的な自立を目指す教育活動を充実する観点から，内容項目の改善を図った。

イ 生徒会活動の改善

生徒会活動においては，生徒会活動を通して育てたい態度や能力を新たに目標として示した。特に，よりよい人間関係を築く力，社会に参画する態度や自治的能力の育成を重視した。

また，活動内容について，生徒会の計画や運営，異年齢集団による交流，生徒の諸活動についての連絡調整，学校行事への協力，ボランティア活動などの社会参加の五つを示し，それぞれの活動の内容を明確にするとともに，生徒の自発的，自治的な活動の充実を図った。

ウ 学校行事の改善

学校行事においては，学校行事を通して育てたい態度や能力を新たに目標として示した。特に，よりよい人間関係を築く力，公共の精神を養うこと，社会性の育成を図ることを重視した。

学校行事の内容については，生徒の発達の段階を踏まえ，社会の一員としての自覚と責任感を高め社会的自立をすすめる観点から，「勤労生産・奉仕的行事」について職場体験を重視するとともに，奉仕体験の意義を明確にした。また，本物の文化や芸術に触れたり鑑賞したりする活動，文化の継承に寄与する活動などを充実する観点から，「学芸的行事」を「文化的行事」に改めた。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いの改善

〔指導計画の作成〕

ア 全体計画及び年間指導計画の作成

指導計画の作成については，「特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成」について明確に示した。作成に当たっては，「各教科，道徳及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図る」を加えた。

イ 中学校生活への適応と充実

指導計画の作成に当たって，ガイダンスの機能の充実を図るため，「特に，中学校入学当初においては，個々の生徒が学校生活に適応するとともに，希望と目標をもって生活をできるように工夫すること。」を加えた。

ウ 道徳的実践の指導の充実

道徳的実践の指導の充実を図る観点から「(4)第1章総則の第1の2及び第3

章道德の第1に示す道德教育の目標に基づき、道德の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道德の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。」を示した。

〔内容の取扱い〕

ア よりよい生活を築くための諸活動の充実

学級活動及び生徒会活動について、「内容相互の関連を図るよう工夫する」とともに、生徒の今日的な課題を踏まえ「よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。」を加えた。

イ 学級活動の内容の重点化と内容間の関連や統合の工夫

学級活動については、各活動内容に示したいずれの内容項目も各学年ごとに扱うが、その内容の取扱いに当たっては、「学校、生徒の実態及び第3章道德の第3の1の(3)に示す道德教育の重点などを踏まえ」とともに、「内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。」を示した。

ウ 体験活動や言語活動の充実

学校行事の実施に当たっての配慮事項として、体験活動や言語活動の充実を図る観点から「体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。」を加えた。

第2章 特別活動の目標

第1節 特別活動の目標

特別活動の目標は、学習指導要領第5章の第1「目標」で、次のように示している。

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

この特別活動の目標は、学級活動、生徒会活動及び学校行事の三つの内容の目標を総括する目標である。

1 特別活動の目標

特別活動の目標は、特別活動の性格を明確にするために、その冒頭において、「望ましい集団活動を通して」という特別活動の特質及び方法原理を示し、それ以下において目標を具体的に示している。この目標は、さらに前半と後半の部分に分かれ、前半部分の「心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」においては、個人として、また、集団や社会の成員としての資質を身に付ける自主的、実践的な態度を育てるという目標を示している。また、「人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う」という後半部分においては、人間としての生き方についての自覚を深めるとともに、現在及び将来にわたって自己実現を図る能力、すなわち、自己を生かす能力を養うという目標を掲げている。

以下、このような目標についての理解を深めるために、次の五つの観点から述べるが、これらは全体としてのまとまりをもって理解され、生徒に「生きる力」をはぐくむことを目指した学校全体の教育活動として展開されていくべきものである。

(1) 望ましい集団活動の展開と望ましい集団の育成

目標の最初の「望ましい集団活動を通して」の部分は、特別活動の特質及び方法原理を示している。特別活動の内容には、学級活動のように、主に学級集団を単位とするものと、生徒会活動や学校行事などのように、学級や学年の枠を超えて組織される集団によるものが含まれている。生徒は、このような様々な集団に所属し、その中で互いに理解し合い、高め合い、個人と個人、個人と集団、集団相互が互いに作用し合いながら、集団活動や体験的な活動を進め、それぞれの生徒が全人的な発達を遂げ、また所属する集団自体の改善・向上を図っていくことが求められる。

したがって、望ましい集団活動を進めることそのものが特別活動の特質であり、また特別活動の目標を達成するための方法原理であると考えられる。もちろん、各教科や道徳、総合的な学習の時間においても、生徒間の相互作用が行われているわけであるが、特別活動においては、生徒が自主的、実践的に集団活動を展開し、その間の生徒の相互作用を第一義とするので、この相互作用を重視した「望ましい集団活動」を実現していくことが最も直接的な目標になる。

では、どのような集団活動が望ましいといえるだろうか。

基本的には、特別活動の目標に示されているような発達をすべての集団の各成員に促していくものでなければならない。特に集団の各成員が互いに人格を尊重し合い、個人を集団に埋没させることなく、それぞれの個性を認め合い、伸ばしていくような活動を行うとともに、民主的な手続きを通して、集団の目指すべき目標や集団規範を設定し、互いに協力し合って望ましい人間関係を築き、充実した学校生活を実現していくことが必要である。これに対して、少数が支配する集団活動、単なるなれ合いの集団活動などは、たとえその集団内の結束が固く、一見協力的な集団活動が進められているようであっても、望ましい集団活動であるとはいえない。

なお、特別活動は、本来生徒の自主的、実践的な態度や自己を生かす能力の育成を目指すものであるが、生徒の発達の段階から考えて、教師の適切な指導・助言が大切であることはいうまでもない。教師の適切な指導によって望ましい集団活動が一層進められるので、目標のこの部分は、教師にとっての指導の基本的なよりどころに当たるものと考えることが必要である。

(2) 個人的な資質の育成

目標の「心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り」の部分は、個々の生徒が将来において社会的な自己実現を図るために必要とされる資質をまとめ、その基礎を培うことをねらいとして、特別活動が達成すべき目標の一つとして示している。

一人一人の生徒が、真の自己実現を目指すためには、心身共に不安定な中学校段階のこの時期から、変化していく社会の中で自ら学び自ら考える態度を育て、たくましく生き抜いていくために必要な資質を養っていかなければならない。このためには、

「心身の調和のとれた発達」を図ることが大切である。これは、とりもなおさず学校教育の目標でもある。しかし、特別活動においては、特に一人一人の生徒についての全人的な理解に基づく適切な指導によって、心身の調和のとれた発達を助長するという役割を担っている。同時に、現在及び将来の生活の中で直面する諸問題に対して、逃げたり避けたりすることなく、最善を尽くして問題の解決に当たり、現在の自己のもっている能力を十分に発揮し、正しい問題解決の方法や態度を学ぶ機会とする必要がある。このような発達を達成しようとするのが特別活動の重要な役割の一つであると考えられるので、特に目標の一つとして示している。

また、一人一人の生徒は、それぞれ自己の個性を生かせる進路を選び、自己実現を図っていかなければならない。個々の生徒が、将来において、社会人として、職業人としてあるいは家庭人として自己の個性を十分に発揮していくことは、人間として最も幸福なことのひとつであるとともに、社会に貢献することにもなるからである。このためには、特別活動における様々な集団活動を通して、自己の個性をよりよく理解し、これを一層伸長しようとする主体的な態度を育てることが大切である。このようなことから「個性を伸長する」ことを目標の一つとして掲げているのである。

(3) 社会的な資質の育成

目標の「集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする」の部分は、自己の所属する様々な集団に所属感や連帯感をもち、集団生活や社会生活の向上のために進んで力を尽くそうとする態度や能力を養うことを示している。

生徒個人は、様々な集団や社会の一員として生活しているが、この中で各自の果たす役割は何か、また自分はどのような責任を果たさなければならないかを自覚することは、集団全体の発展にとっても、個人の成長にとっても、将来社会人として自立していくためにも大切なことである。このようなことを経験する場として特別活動があるので、このことを目標の一つとして取り上げている。

また、集団生活では、各成員が自己の役割を遂行することによって自己の存在感が実感され、生きがいを見いだすとともに、他の成員と協力し、集団生活における規範や社会生活上のルールを尊重し責任を果たすことが大切であることも理解されていく。このような観点から、より質の高い集団生活を体験することによって、自他のそれぞれが個性を発揮し、これを相互に認め合い、協力して共に生きる中で、よりよい

生活や豊かな人間関係を築いていこうとする態度や能力を養うことができる。また、集団による問題解決の場面では、自己の主張を他に押し付けるだけでなく、自他の主張をそれぞれ生かすことのできる、より高次の立場を発見する必要があることを、実践の場で身をもって学ばせることが可能となる。

以上のようにして、特別活動の体験を通して育成された集団成員としての態度は、家庭や地域社会の一員として、さらには将来において広く社会の成員として、望ましい行動を自ら選択、決定していくための基盤ともなっていくことが期待される。

(4) 自主的，実践的な態度の育成

特別活動においては、望ましい集団生活を築くために生徒相互が協力し合って活動の目標を設定したり、自分の役割や責任を進んで遂行したりするとともに、生徒個々が実際に直面している諸問題への対応や解決の仕方を、集団場面を通じて、実践的、体験的に学ぶ活動が行われる。このような活動を通じて、生徒は自分がいかに行動すればよいかを自ら深く考えたり、感情や衝動を自ら制御して、自ら決定した行動を状況に応じて着実に遂行したり、現実に即して実行可能な方法をとったりする自主的、実践的な態度を伸長していくことが期待される。特に、集団の中で望ましい人間関係が築かれるに伴って、生徒間に自主的、実践的な態度の発達を促す相互作用が活発に行われたりもする。しかし、そのような相互作用が低調な場合とか、生徒が感情や衝動の統御が困難な場合には、教師は生徒が自らとるべき行動をよく考え選択決定するよう、ねばり強く指導・援助していくことが必要である。

その一方においては、教師が意図的に生徒の抱える問題を提示し、生徒自ら自身自身の問題に取り組み、その解決を図るための自主的、実践的な態度を養うよう、計画的に指導・援助していくことも必要である。

以上のような自主的、実践的な態度の発達に伴って、生徒の心身の調和のとれた発達や個性の伸長が図られるだけでなく、よりよい集団や社会を協力して築こうとする態度や能力の発達が一層促進されていく。さらには、自主的、実践的な態度の発達に伴い、人間としての生き方についての自覚を深め、他者との共生を図りながら自己を生かす能力の基礎も培われていくことになる。このような意味において、特別活動の目指すべき中核的な目標として、自主的、実践的な態度の育成があげられている。

(5) 人間としての生き方の自覚と自己を生かす能力の育成

中学生の時期は、親への依存から離れ、自らの行動は自ら選択決定したいという独立や自律の要求を高めていく。同時に、自分の将来における生き方や進路を模索し始める。また、様々な人々の生き方にも触れて、人間がいかにならざるべきか、いかに生きるべきかについても、考え始めるようになる。しかし、一般的にあって、生徒には経験や情報が不足していたり、また自分の将来を考えるための思考力の発達などもまだ十分でないため、適切に対処することが困難であることが少なくない。したがって、教師はこのような問題に生徒が積極的に取り組み、適切な解決策を見いだしていけるように、特別活動の各内容、特に学級活動の時間を計画的に活用して、指導・援助を行う必要がある。その際特に、自己の判断力や価値観を養い、主体的に物事を選択決定し、責任ある行動をすることができるよう、人間としての生き方についての自覚を深めさせ、集団や社会の中で自己を生かす能力を養わせていくことが大切である。また、生徒が社会の一員としての望ましい在り方を身に付け、健全な生活態度や人生及び社会について主体的に考えていくよう、教師は忍耐強く指導・援助することが必要である。

さらに、「自己を生かす能力」は勝手気ままな行動を意味するのではなく、自己の個性や能力・適性等を十分に理解するとともに、それらを創造的に発展・伸長させることにより、現在及び将来にわたって他者と共生しながらより充実した生活を送ることのできるような自己実現を図るための能力であると考えられる。

以上のような考え方にたって「人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う」ことを、特別活動の目標として掲げているのであり、中学校においては、小学校での学習の成果を受けて人間性や社会性の一層の育成を図り、社会的自立の基礎を築くことが必要である。

2 特別活動の目標と各活動・学校行事の目標との関連

特別活動は、学級活動、生徒会活動及び学校行事の各内容から構成されている。これらの内容は、それぞれ独自の目標と内容をもつ教育活動であるが、最終的には特別活動の目標を目指して行われるものである。したがって、次に示したように、特別活動の目標と各活動・学校行事の目標には密接な関係があることについて理解するとともに、十分考慮し、関連を図って計画し、指導することが大切である。

特別活動の目標と各活動・学校行事の目標

特別活動	望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。
学級活動	学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。
生徒会活動	生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。
学校行事	学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

特別活動の目標と各活動・学校行事の目標との関連を明確にする観点から、特に、特別活動の中心的な目標として示している「自主的、実践的な態度」の育成については、各内容の目標すべてに示した。また、目標に新たに加えた「人間関係」については、各内容の目標に「望ましい人間関係を形成し」を共通に入れた。さらには、全体目標の「集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」を受けて、特に社会に参画する態度や自治的能力の育成を重視する観点から、学級活動及び生徒会活動においては「生活づくりに参画」することを、学校行事においては「公共の精神を養い」を入れた。

こうした目標の改善は、小学校の特別活動とも軌を一にするものである。

平成18年12月に改正された教育基本法において義務教育の目的が新たに規定され、また、平成19年6月に改正された学校教育法において義務教育の目標も明確に示された。特別活動においても、そのことを十分に踏まえ、小学校と中学校の指導の接続を図るとともに、中学生の心身の発達の段階や直面する課題に即した教育活動の充実が必要である。

第2節 特別活動の基本的な性格と教育的意義

特別活動は、目標に示すように、生徒の望ましい集団活動を通して人間形成を図ろうとする教育活動である。このことから、特別活動の基本的な性格を次のようにとらえることが大切である。

1 人間形成と特別活動

子どもたちが、これから生きていかなければならない社会は、変化が激しく、複雑な人間関係の中で新しい未知の課題に試行錯誤しながら対応することが求められる難しい社会である。このような社会をたくましく生きていかなければならない生徒にとっては、このような複雑で変化の激しい社会での生き方などについて体験的に学ぶ場が必要である。特別活動は、その重要な場や機会として、学校教育において、望ましい集団活動や体験的な活動を通して、実際の社会で生きて働く社会性を身に付けるなど、生徒の人間形成を図る教育活動である。

これからの教育においては、このような複雑で変化の激しい社会において、将来の職業や生活を見通して自立的に生きるための「生きる力」を育成することが求められている。特に、自分のよさや個性を生かして、多様な他者と共に、社会、自然・環境とのかかわりの中で、これらと共に生きる自分への自信をもたせることや基本的な生活習慣を確立するとともに、公共の精神など社会生活を送る上で必要な資質や能力などを、発達の段階に応じた活動や体験を通して、体得させていくことが重要な課題になっている。このような資質や能力は、学校の教育活動全体を通じて育成されるものであるが、特に、学校における望ましい集団活動や体験的な活動を通すことを特質とする特別活動は、大きな役割を担うものである。

(1) 学校における集団活動や体験的な活動の一層の充実

近年、都市化、少子高齢化、地域社会における人間関係の希薄化などが進む中で、家庭や地域社会において社会性を身に付ける機会が減少している。また、情報化の進展により、間接体験や疑似体験が膨らむ一方、望ましい人間関係を築く力などの社会性が身に付けにくくなっている。このような状況の中で、生徒の対人関係が未熟なままに、協力してよりよい生活を築くことができないことや、社会性の未熟さがいじめや不登校、暴力行為などの一因になっていることも指摘されている。

これらの問題行動等を解消するとともに、望ましい人間関係を築く態度を形成し、多様な他者と協力して生活上の諸問題を解決し、よりよい生活を築くことができるようにするなど、たくましく生きる力を育成するためには、学校における生徒の望まし

い集団活動や体験的な活動を一層充実することが重要である。

(2) 発達の段階を踏まえた指導の充実

小学校と中学校は、義務教育として、子どもの有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培うとともに、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うという役割を担っている。同時に、学校教育においては、児童生徒の心身の発達にに応じて、体系的な教育を組織的に行うことが必要であり、中学校教育においては、小学校との円滑な接続や中学校卒業後の進路との接続も視野に入れつつ、中学生の発達の段階を踏まえた教育活動の充実を図ることが求められる。

中学校段階の子どもたちの成長の過程における主な特徴としては、思春期に入り、親や周りの友達と異なる自分独自の内面の世界があることに気付いていくことが挙げられる。また、内面の世界が周りの友達にもあることに気づき、友人との関係が自分に意味を与えてくれると感じる。更に未熟ながらも大人に近い心身の力をもつようになり、大人の社会とかかわる中で、大人もそれぞれ自分の世界をもちつつ、社会で責任を果たしていることに気付くようになる時期である。

このように中学生の時期には、自我の目覚めや心身の発達により自主独立の要求が高まることから、生徒の自発的、自治的な活動をできるだけ尊重し、生徒が自らの力で組織を作り、活動計画を立て、協力し合って望ましい集団活動を行うように導くことが大切になる。しかし、生徒の自主性が高まるとはいえ、生活体験や社会体験もまだ十分でなく、自分の考えにも十分な自信がもてない時期でもあるため、当然教師の適切な指導や個別的な援助などが必要である。そのためには、生徒の心情をよく理解するとともに、指導・援助の在り方の工夫に努め、生徒の自主的、実践的な活動を促していくことが大切である。

また、学校生活においても、新しい友達との出会いや、教科担任制による多様な教師との出会い、社会的関心の広がり、そして進路の選択など新しい環境や課題に直面していく時期である。そうした中、生徒は、現在及び将来における自己の生き方について模索し始めるが、個々の価値観が多様化し、人間としての生き方にも様々な変化や問題点が生じている現代の社会にあっては、すべての生徒が望ましい生き方を自覚し、これを深められるとは限らない。なかには、自己の生き方に不安をもち、自己を見失う生徒もあり、また、挫折や失敗にこだわって、自信のない生き方をしている生徒も少なくはない。

現実から逃避したり、今の自分さえよければ良いといった「閉じた個」ではなく、他者、社会、自然などの環境とのかかわりの中で生きるという自制を伴った「開かれた個」として成長していくことが大切である。そのためには、学校における多様な集団活動の充実を図るとともに、社会的な体験を重視し、人間としての望ましい在り方や生き方の自覚を深め、主体的に物事を選択し、現在及び将来を豊かに生きるための

態度や能力を養う特別活動の充実が重要である。

2 特別活動の教育的意義

特別活動は、いくたびかの変遷を経て現在に至っているが、特別活動の特質として、次の点を挙げることができる。

まず第一に、集団活動を特質とすることである。中学校の特別活動は、学級活動、生徒会活動及び学校行事の三つの内容で構成されるが、これらの中には、学級を単位とする集団のほかに、学級や学年の枠を超えた集団による活動が含まれている。このように、一人一人の生徒が様々な集団に所属して活動することによって、生徒の人間関係も多様になり、生活経験も豊富になるなど、他の教育内容とは異なる意義が認められる。また、これらの活動を通して、好ましい人間関係を形成するために必要な能力や態度、所属する集団の充実・向上に努めようとする態度、社会の一員としての自覚と責任ある態度、人間としての生き方を探求し自己を生かす能力や態度などが養われることが期待されるが、このような特色は、特別活動に特に顕著なものといえる。

第二は、実践的な活動を特質とすることである。特別活動は、実際の生活経験や体験活動による学習、すなわち「なすことによって学ぶ」ことを通して、全人的な人間形成を図るという意義を有している。実際の生活体験を通して教師と生徒及び生徒相互の直接的な触れ合いが緊密になり、学校や学級の生活が明るく豊かになり、しかも有意義な変化をもたらすことが期待できるのである。また、「なすことによって学ぶ」ことを通して、教科等で学んだことを総合化し、生活や行動に生かすという自主的、実践的な態度を育てることができる。このような活動は、活動の内容や場面も多様であり、創意工夫の余地も広いので、学校生活全般にわたって生徒の積極的な意欲を育てるための適切な機会になる。

このように考えると、特別活動の教育的意義として、次の点を挙げるができる。

- ア 集団や社会の一員として、「なすことによって学ぶ」活動を通して、自主的、実践的な態度を身に付ける活動である。
- イ 教師と生徒及び生徒相互の人間的な触れ合いを基盤とする活動である。
- ウ 生徒の個性や能力の伸長、協力の精神などの育成を図る活動である。

エ 各教科，道徳，総合的な学習の時間などの学習に対して，興味や関心を高める活動である。また，逆に，各教科等で培われた能力などが総合・発展される活動でもある。

オ 知，徳，体の調和のとれた豊かな人間性や社会性の育成を図る活動である。

したがって，特別活動の指導に当たっては，これらの教育的意義を理解して効果的な計画を立て，望ましい集団活動や体験的な活動が展開されるようにすることが大切である。少子化が進み，地域社会での日常的な青少年の集団活動の機会が少なくなり，人間関係の希薄化が問題になっている今日，こうした特色を生かすとともに，地域の人々との交流も視野に入れた，特別活動の充実が望まれる。

3 特別活動の内容相互の関連

特別活動における三つの内容は，それぞれが固有の価値をもち，集団の単位，活動の形態や方法，時間の設定などにおいて異なる面が多い。しかし，これらは，決して異なる目標を達成しようとしているわけではない。

学級活動は，生徒の学校における基礎的な生活単位ともいべき学級集団を基盤として行われる活動であり，学校生活の全般にかかわる事柄を扱うので，特別活動の三つの内容の中心的な役割を果たすと考えられる。生徒会活動や学校行事への参加や協力及び活動の仕方をはじめ，それらの活動の過程で生じる様々な問題への対処の仕方なども，基本的には学級活動で取り上げることになる。また，活動内容の特質に応じた自治的な活動を含め，自主的，実践的な活動がより充実することにより，それだけ他の内容の活動も一層豊かになると考えられる。

生徒会活動は，生徒の自発的，自治的な集団活動を継続的に展開するという特質をもっているが，こうした活動は，時にはその成果を確認する機会も必要である。学校行事は，年間を通して，学校生活に折り目や変化を与えると同時に，生徒会活動の成果を発表する機会としての意義も多分にもっている。しかも，この成果の発表の機会を得ることは，次の活動への意欲付けになり，継続的な活動をより発展させることにも役立つことになるなど，生徒会活動と学校行事も相互に関連し合うという面をもっている。

このように生徒会活動と学校行事とが，相互の関連の下に円滑な運営が進められることが大切であるが，生徒の発達の段階からみた場合，生徒が活動の方向を見失ったり，活動の意欲を喪失したり，集団内の人間関係にもつれが生じたりすることも当然考えられる。このために，計画の段階や活動の場面での教師の適切な指導が必要になるとともに，計画的，継続的な指導・援助の場や時間が必要になる。この役割を果た

すのが主に学級活動の時間であると考えられる。したがって、学級活動における適切な指導・援助の在り方は、生徒会活動や学校行事の充実と深くかかわるものであり、この三つの内容相互の密接な関連を図ることによって、特別活動の全体が充実し、その目標を達成していくこともできるのである。そのためには、3学年間を見通した学校としての特別活動の全体計画、各活動・学校行事ごとの年間指導計画を立てていくことが必要である。

4 特別活動と各教科、道徳、総合的な学習の時間等との関連

中学校の教育課程は、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動から編成されており、それぞれが固有の目標やねらい、教育内容・方法等の特色をもつものである。

しかし、固有のねらいをもつといっても、実際には、直接的、あるいは間接的に様々な関連をもっている。したがって、それぞれの教育活動が相互に関連し補充し合いながら、それぞれのねらいを達成することにより、全体として中学校教育の目的や目標を達成することができる。集団活動を充実するためには、各教科等の学習で獲得した関心・意欲、知識や技能などが、集団活動の場で総合的に生かされ、発揮されなければならない。また、集団活動や体験的な活動を通して培われた自発的、自主的な態度が、各教科等の学習によい影響を与えることも多い。このように各教科等と特別活動は、互いに支え合い、補い合う関係にある。その意味で、特別活動の目標を達成し、ひいては各学校の教育目標をよりよく実現するために、他の教育活動との関連を十分に図って特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画を作成し、指導していくことが大切である。

(1) 各教科との関連

特別活動は、生徒の自主的、実践的な活動を基盤とするが、これらを充実したものにするためには、日常の各教科の学習で獲得した知識・技能、能力や態度を生かさなければならない。また逆に、特別活動で培われた自主的、実践的な態度が、各教科の学習に影響を与える。

例えば、特別活動における集団活動においては、学級活動、生徒会活動及び学校行事のどの内容でも、話し合い活動、言語等による表現や発表などが重要である。また、活動の企画・立案を行ったり、調査を行ったりすることもある。こうした活動の基礎となる能力は、国語科や社会科をはじめ各教科の学習を通して培われていく。他方、特別活動における自発的な実践活動によって各教科で培われる能力が発展的に一層高められたり、深められたりする。このように各教科と特別活動はともに支え合い、相互に補い合う関係にある。

さらに、各教科の学習の場面の背景にある、日ごろの教師と生徒及び生徒相互の人間関係がどのようなものであるかによって、各教科における学習の在り方も大いに左右される。各教科における主体的な学習活動の充実を図るためには、学級等における温かな雰囲気と人間関係づくり、規律ある学習態度や自主的な学習習慣を育てる指導など、学習の場としての学級づくりが重要である。

こうした課題にこたえるためには、好ましい人間関係を形成し学校や学級での生活によりよく適応するとともに、自らよりよい学級や学校の生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることを目指す特別活動の様々な場面における指導と、各教科の指導との関連を十分に図るようにしなければならない。

(2) 道徳との関連

特別活動と道徳との関連については、学習指導要領第5章の第3の1の(4)で、次のように示している。

(4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。

学習指導要領の第1章総則の第1の2においては、「学校における道徳教育は、道徳の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない」と規定されている。

これを受けて、特別活動の指導においては、その特質に応じて、道徳について適切に指導する必要があることを示すものである。

ア 道徳教育と特別活動

特別活動における道徳教育の指導においては、学習活動や学習態度への配慮、教師の態度や行動による感化とともに、以下に示すような特別活動の目標と道徳教育との関連を明確に意識しながら、適切な指導を行う必要がある。

特別活動においては、目標を「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。」と示している。この目標には、

心身の調和のとれた発達と個性の伸長，自主的，実践的な態度，人間としての生き方についての自覚，自己を生かす能力など道德教育がねらいとする内容と共通している面が多く含まれており，道德教育との結び付きは極めて深い。とりわけ，特別活動における学級や学校生活における望ましい集団活動や体験的な活動は，日常生活における道徳的实践の指導をする重要な機会と場であり，道德教育に果たす役割が大きい。具体的には，例えば，自分勝手な行動をとらずに節度ある生活をしようとする態度，自己の役割や責任を果たして生活しようとする態度，よりよい人間関係を築こうとする態度，集団や社会の一員としてみんなのために進んで働こうとする態度，自分たちで約束をつくって守ろうとする態度，目標をもって諸問題を解決しようとする態度，自己のよさや可能性に自信をもち集団活動を行おうとする態度などは，集団活動を通して身に付けたい道德性である。また，生徒の悩み，学級や学校生活における葛藤などの道德性に関する問題は，学級活動における指導と深いかわりがある。

学級活動の内容の取扱いについては，「第3章道德の第3の1の(3)に示す道德教育の重点などを踏まえる」ことと示している。また，学級活動においては，活動内容(1)の「学級や学校の生活づくり」の内容として，学級や学校における生活上の諸問題の解決，学級内の組織づくりや仕事の分担処理，学校における多様な集団の生活の向上を示している。この活動は，生徒がよりよい生活を築くために，諸課題を見だし，これを自主的に取り上げ，協力して解決していく自発的，自治的な活動である。このような生徒による自発的，自治的な活動を通じて，望ましい人間関係の形成やよりよい生活づくりに参画する態度などにかかわる道德性を身に付けることができる。

また，学級活動の活動内容の(2)「適応と成長及び健康安全」の内容としては，思春期の不安や悩みとその解決，自己及び他者の個性の理解と尊重，社会の一員としての自覚と責任，男女相互の理解と協力，望ましい人間関係の確立，ボランティア活動の意義の理解と参加，心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成，性的な発達への適応，食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成を示している。これらの活動を通じて，生徒一人一人が人間としての生き方について幅広く探求し，心身の健康の保持増進に努め，豊かな人間性や個性の育成を図ることは，道德性の育成に資するものである。

さらに，活動内容の(3)「学業と進路」の内容としては，学ぶことと働くことの意義の理解，自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用，進路適性の吟味と進路情報の活用，望ましい勤労観・職業観の形成，主体的な進路の選択と将来設計を示している。これらのことは，生徒一人一人が現在及び将来の生き方を考える基盤になるものであり，自己の在り方生き方を見つめ，自己の目標を定めて努

力していくことは、道徳性の育成に密接なかわりをもっている。

生徒会活動においては、生徒会の計画や運営、異年齢集団による交流、生徒の諸活動についての連絡調整、学校行事への協力、ボランティア活動などの社会参加を通して、学校生活の充実と向上を図る活動が行われる。生徒が集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、生活上の諸問題を見だし、これを自主的に取り上げ、協力して解決していく自発的、自治的な生徒会活動は、道徳的実践力を豊かにする上で有効適切であり、それによって生徒会活動が円滑に運営されることも期待できる。

学校行事においては、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる指導がなされる。特に、職場体験やボランティア活動などの社会体験や自然体験、文化や芸術に親しむ体験、幼児、高齢者、障害のある人々と触れ合う活動を通じて、思いやりの心、勤労や奉仕の精神、公共の福祉、心身の健康、協力、責任、公德心などにかかわる道徳性の育成ができる。

イ 道徳の時間と特別活動

特別活動は、道徳の時間に育成した道徳的実践力について、よりよい学校や学級の生活や人間関係を築こうとする活動の中で実際に言動に表すとともに、集団や社会の一員としてのよりよい生き方についての考えを深めたり、身に付けたりする場や機会でもある。そして、生徒が特別活動における様々な活動において経験した道徳的行為や道徳的な実践について、道徳の時間にそれらについて取り上げ、学級の生徒全体でその道徳的意義について考えられるようにし、道徳的価値として自覚できるようにしていくこともできる。さらに、道徳の時間での指導が特別活動における具体的な活動場面の中に生かされ、具体的な実践や体験などが行われることによって、道徳的実践力と道徳的実践との有機的な関連を図る指導が効果的に行われることにもなる。

特別活動では、特に「体験的な活動」が重視されており、学校行事などの中で具体的に示されている。例えば、旅行・集団宿泊的行事においては、「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。」とし、また、勤労生産・奉仕的行事においても、「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的

な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。」となっている。

これらは、特別活動において道德性の育成にかかわる体験を積極的に取り入れ、活動そのものを充実させることによって道德性の育成を図ろうとすることによる。そして、このような体験活動における道德的価値の大切さを自覚し、人間としての在り方や生き方という視点から体験活動を考えることができるよう道德の時間を工夫し、連携を図っていく必要がある。

生徒が特別活動における様々な活動において体験した道德的行為や道德上の事柄について、道德の時間にそれらを位置付けて取り上げ、学級の生徒全体でその道德的意義を考えられるようにし、道德的価値として自覚できるようにしていくこともできる。さらに、道德の時間での指導が特別活動における具体的な活動場面の中に生かされることによって、それぞれの活動がより効果的に行われることにもなる。

なお、特別活動と道德の時間との安易な関連付けは、逆に双方の学習効果を低下させることになりかねない。両者の特質をしっかりと理解した上で、それぞれの特質を生かして関連付けることが必要である。

(3) 総合的な学習の時間との関連

特別活動と総合的な学習の時間との関連を考えるに当たっては、まず、それぞれの目標や内容を正しく理解しておく必要がある。

特別活動は、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う」ことを目標としており、総合的な学習の時間は「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする」ことを目標としている。

このように、特別活動の特質は「望ましい集団活動を通して」に、総合的な学習の時間の特質は「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して」にあるととらえることができ、これが両者の大きな違いであるといえる。

一方で、両者とも生徒が自主的あるいは主体的に物事に取り組む態度を養うことを目標としている点に、共通性が見られる。例えば、特別活動で身に付けた集団や社会

の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的，実践的な態度は，総合的な学習の時間のよりよく問題を解決する資質や能力の育成の基盤になるものであり，逆もまた同様である。

また，特別活動においては，学級や学校における各種のグループや異年齢集団などにおいて活動が行われるものであるとともに，自然体験やボランティア活動などの社会体験などの体験活動を重視したり，幼児，高齢者，障害のある人々との触れ合いを大切にしたりすることとしており，このような点においても総合的な学習の時間と共通性がある。

以上のような点を踏まえ，両者の関連を図った指導を行うことが重要である。具体的には，特別活動として実施する集団宿泊活動において，例えば，数日間実施するうち，探究的な学習として実施したり，このことに関連して事前や事後に指導をしたりする部分について，総合的な学習の時間として行うなどが考えられる。

その際，とりわけ特別活動の学校行事については，その趣旨と総合的な学習の時間の趣旨を相互に生かし，両者の活動を関連させることにより，結果として活動の成果が大きくなるようにすることが大切である。また，このことにより，体験活動がダイナミックに展開されるようにするなど，学校全体として体験活動が充実されるようにする必要がある。

さらに，総合的な学習の時間において計画した学習活動が，学習指導要領に示した特別活動の目標や内容と同等の効果が得られる場合も考えられる。このため，学習指導要領の第1章の第3の5において，このような場合について，総合的な学習の時間の実施によって，特別活動の学校行事に替えることができることとする規定を設けた。

具体的には，総合的な学習の時間において，問題の解決や探究活動といった総合的な学習の時間の趣旨を踏まえ，例えば，自然体験活動やボランティア活動を行う場合において，これらの活動は集団活動の形態をとる場合が多く，望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成など，特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられる。すなわち，

- ・ 総合的な学習の時間に行われる自然体験活動は，環境や自然を課題とした問題の解決や探究活動として行われると同時に，「平素と異なる生活環境にあって，見聞を広め，自然や文化などに親しむとともに，集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができる」旅行・集団宿泊的行事と，
- ・ 総合的な学習の時間に行われる職場体験活動やボランティア活動は，社会とのかかわりを考える学習活動として行われると同時に，「勤労の尊さや創造するこ

との喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られる」勤労生産・奉仕的行事と、それぞれ同様の成果も期待できると考えられる。このような場合、総合的な学習の時間とは別に、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないとすることも考えられる。

その際、学校行事は、目標と5種類の行事を教育課程の基準として示している集団活動であること、学年や学校を単位とする、学校生活に秩序と変化を与えることを目指す教育活動であること、学校集団や学校生活への所属感を深め、望ましい人間関係の形成や公共の精神などを養う教育活動であることを正しく理解しておく必要がある。

なお、学習指導要領の第1章の第3の5において、「総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替える」場合には、学習指導要領に示した特別活動と学校行事の目標が達成されるようにするとともに、各学校行事の内容を十分に実施できるようにする必要がある。

(4) 生徒指導等との関連

生徒指導については、学習指導要領第1章総則の第4の2の(3)で、「教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。」と示されているように、教育活動のすべてにおいて、その教育活動の目標を達成していくための基盤であり条件整備の役割を果たすものといえる。

特に、特別活動の指導は、個々の生徒や生徒集団の生活や活動の場面において、生徒の自発性や自主性を尊重しながら展開されるものであり、生徒の積極的な活動が展開されていくためには、深い生徒理解と相互の信頼関係を前提とした生徒指導の充実が不可欠である。また、生徒指導のねらいである自己指導能力や自己実現のための態度や能力の育成は、特別活動の目標と重なる部分もある。この意味で、生徒指導と特別活動との関連は極めて深いといえる。

ところで、生徒指導には集団場面と個別場面との二つの指導の形態が考えられる。特別活動では個別場面の指導も多いが、生徒の集団活動を特質とするものであり集団場面での指導の在り方が特に重要な課題となる。

また、生徒指導は、学業指導、適応指導、進路指導、社会性指導、道徳性指導、保

健指導，安全指導，余暇指導などの部面に分けて計画されることがあるが，これらは，特別活動の全体，なかでも学級活動の活動内容と密接な関連をもっており，学級活動の時間は，生徒指導が中心的に行われる場といえる。

学習指導要領の総則では，生徒指導に続いて，進路指導，さらにガイダンスの機能の充実が示されているが，これらはいずれも特別活動の充実にとって密接に関連するものである。生徒指導の推進に当たっては，生徒が規範意識を高め，集団や社会の一員としての自覚と責任感をもって自律的に行動できるよう，学校として計画的・組織的に指導するとともに，適切な情報提供や案内・説明などのガイダンスの機能を充実していくことが，学級活動等の場で特に必要になっている。また，人間としての生き方の指導は，進路指導の基本的なねらいでもあり，特別活動の各内容においては，将来子どもたちが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し，社会人，職業人として自立していくことを目指すキャリア教育の視点に立った進路指導とガイダンスの機能の充実が一層望まれる。

第3章 各活動・学校行事の目標と内容

第1節 学級活動

1 学級活動の目標

学級活動の目標は、学習指導要領第5章の第2の〔学級活動〕の1「目標」で、次のように示している。

学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

学級は、生徒にとって各教科等の授業を受ける場であるとともに、学校生活を送る上での基礎的な生活の場である。この学級を基盤として行われる学級活動は、学級や学校での集団生活上の問題や個々の生徒が当面する諸課題などを、自主的に解決し処理していくような活動を行うとともに、それらの活動を通して、学級や学校生活への適応と、その充実・向上を図り、健全な生活態度を身に付け他者と共生しながら自己実現を図っていく活動である。

このような学級集団における望ましい集団活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、学級や学校生活にかかわる諸問題や、生徒の発達の課題に即した諸課題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育成することが学級活動の目標である。

学級活動で育てたい「望ましい人間関係」とは、豊かで充実した学級生活づくりのために、生徒一人一人が自他の個性を尊重するとともに、集団の一員としてそれぞれが役割と責任を果たし、互いに尊重しよさを認め発揮し合えるような開かれた人間関係である。

学級活動で育てたい「自主的、実践的な態度」とは、そうした望ましい人間関係を主体的に形成し、学級や学校づくりに参画するとともに、生活の中で起こる様々な問題や課題について積極的に取り組み、解決していこうとする自主的、実践的な態度である。また、日常の生活やそこでの生き方、学習や進路に関する諸問題について、自己をよりよく生かすとともに、共に考え話し合い、協力して諸問題を解決したり、人間としての生き方についての自覚を深め、主体的に物事を選択し、現在及び将来を豊かに責任をもって生きていく自主的、実践的な態度である。

さらに，育てたい「健全な生活態度」とは，日常生活や社会生活を営むために必要な行動の仕方を身に付け，集団や社会の一員としての在り方を体得し，学校や学級での生活によりよく適応するとともに，現在及び将来の生き方を考え行動していく態度や能力である。

2 学級活動の内容

学級活動の内容については，学習指導要領第5章の第2の〔学級活動〕の2「内容」で，次のように示している。

学級を単位として，学級や学校の生活の充実と向上，生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。

(1) 学級や学校の生活づくり

- ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決
- イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理
- ウ 学校における多様な集団の生活の向上

(2) 適応と成長及び健康安全

- ア 思春期の不安や悩みとその解決
- イ 自己及び他者の個性の理解と尊重
- ウ 社会の一員としての自覚と責任
- エ 男女相互の理解と協力
- オ 望ましい人間関係の確立
- カ ボランティア活動の意義の理解と参加
- キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
- ク 性的な発達への適応
- ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

(3) 学業と進路

- ア 学ぶことと働くことの意義の理解
- イ 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用
- ウ 進路適性の吟味と進路情報の活用
- エ 望ましい勤労観・職業観の形成
- オ 主体的な進路の選択と将来設計

中学校の学級活動は，(1)，(2)，(3)の活動内容に整理され，それぞれの活動内容

においては、いずれの学年においても取り扱うものとして複数の項目が示されている。

これらは、(1)のように学級や学校の一員として、学級及び学校生活における集団生活の充実・向上に参画する活動内容と、(2)及び(3)のように学級の個々の生徒が共通して当面する現在及び将来にかかわる問題を学級での活動を通して解決する活動内容とに分けて考えられるが、それぞれの活動内容がおのおの独立していると考えべき性質のものではない。これらは相互に、直接、間接に関連している。したがって、生徒の実態や取り上げる題材に応じて、内容間の関連や統合を図ることについても留意し、学級活動の個々の時間の充実はもとより、3学年間を見通して充実した学級活動が進められるよう年間指導計画を作成する必要がある。

(1) 学級や学校の生活づくり

この活動内容は、学級活動の基礎をなすものといえる。

学級は、生徒にとって各教科等の授業を受ける場であるとともに、学校生活を送る上での基礎的な生活の場である。生徒は、入学から卒業までの間に、新しい学校生活に慣れることから始まり、様々な集団に属して人間関係を築くとともに多様な学習活動を展開する。その間に、学校生活への適応も含めて解決しなければならない様々な問題に取り組むとともに、学級や学校における集団生活をつくり上げていく。学級活動においては、学級成員に共通するこれらの問題を取り上げ、自主的、実践的な活動を通して学級や学校生活づくりを図っていくことが必要である。

そこでは、学校生活を送る上での基礎的な生活の場である学級が、自己存在感を実感し、安定した学習環境において自分らしさを発揮して活動し、自らの生き方や将来に対する夢をふくらませ目的意識を明確にすることのできる、心の居場所となるような配慮が望まれる。また、生徒それぞれが学級の一員として、学級生活の充実・向上に主体的に取り組むとともに、その活動を基盤にして生徒会活動等、学校生活全般の充実・向上を図ることが大切であり、こうした活動はその内容の特質からできる限り生徒の自発的、自治的な活動が進められることが望まれる。

以上のように、ここで扱う活動内容は、学級活動の基盤になるものであり、学習指導要領では、以下の項目を示しているが、生徒の実態や学年段階等を踏まえて取り上げる題材について工夫することが大切である。

特に，中学校入学当初においては，個々の生徒が，小学校における学校生活との違いを乗り越え，新しい学校生活に適應できるよう十分に配慮することが必要である。

- ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決
- イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理
- ウ 学校における多様な集団の生活の向上

ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決

学級や学校での生活の充実と向上を図るためには，そこで生じる人間関係や生活上の様々な問題について，生徒一人一人が学級や学校の一員としての自覚と責任感に基づき，協力して解決していこうとする自主的，実践的な活動を進めていくことが大切である。

生徒が取り組んでいく学級や学校における人間関係や生活上の諸問題としては，次のようなことが考えられる。

まず，学校や学級の生活全般についての適應に関する問題である。これは，入学や進級，学級編成替え，転入・転出時などの際に生じる人間関係などの諸問題，また，生徒会の委員会や学校における様々な集団への所属とその後の適應に関する問題など，主として，学級や学校での集団生活にかかわる生徒個々の問題の解決のための活動であり，その解決のために，教師が積極的にかかわって指導・援助する活動である。ここでは，入学や進級の際のオリエンテーション，個別指導やグループ指導，さらに学級成員の親睦を深める活動の場や機会の設定などが考えられる。特に入学当初は，新しい人間関係を築くとともに新しい集団に適應するための大切な機会であり，小学校との連携も図り，個々の生徒に十分配慮した指導をしていくことが大切である。

また，集団生活としての学級や学校の生活の充実と向上に関する問題がある。楽しく豊かで規律のある集団生活を築いていくためには，自分自身が集団の一員であるという自覚と責任感をもち，その中で生まれてくる様々な問題を話し合っ解決したり，役割を分担し合っ処理したりすることが必要であり，そのための組織や係が生徒会活動とも連携を図りながら，自発的，自治的な活動を進めていくことが大切である。

さらに，年間を通じて生じる集団生活の進め方にかかわる諸問題への対応と，その解決も重要である。生徒会活動や学校行事への参加や協力の問題，組織や係活動の円滑な運営に伴う問題，あるいは学級の環境整備に関する問題などについ

ては、学級の生徒全体にかかわる問題として題材を設定し、グループや全体での話し合いや討論などによって解決していくことが大切である。

集団生活では様々な問題の発生が予想されるが、例えば、学級内の人間関係のあつれきの対処の仕方、仕事の遂行に伴う悩みの解決、教科の学習にかかわる問題などは、学級における集団の意思決定では解決されにくい問題であり、学級活動の(2)や(3)の活動内容との関連を図りながら教師が指導・援助していくことが大切である。

なお、学級の中などに、いじめや暴力、差別や偏見などが少しでも見られる場合には、学級活動はもとより生徒会活動などでも適切に取り上げ、学校全体でその問題の解決に取り組むことが必要である。

イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理

学級の生徒が、自発的、自治的な活動を通して、学級や学校における生活上の諸問題の解決に努め、その充実や改善・向上を図ろうとする場合には、学級内の組織をつくり、組織としての活動を展開することが必要になる。また、その際には、教師の適切な指導・援助の下に、学級としての努力目標、組織をつくる必要性やねらい、活動の内容や方法などを生徒に十分理解させ、生徒の総意によって編成されることが大切である。なお、この組織とその活動は、学級独自のものであり、生徒会の下部組織ではないが、生徒会の組織との関連を十分配慮することが必要である。つまり、学級と生徒会が相互の関連をもち、実際に活動を進めていく上で密接な連携を図ることができるような組織とすることが大切である。

学級内の組織の活動が効果的に行われるためには、学級の成員すべてが互いの個性を尊重しながら、何らかの役割を分担して協力し合うことが必要である。生徒は、集団の一員としてよりよい生活づくりに参画することによって、有意義な学級生活を経験するだけでなく、集団への所属感を高め、実践活動の中で、協力、親和、責任、友情などのもつ意義を体得することができるからである。なお、活動に際しては、学級の全員が自己の役割に対する責任と喜びを感じ、よりよい学級にするための様々な創意工夫ができるように配慮することが重要である。

具体的には、学級の目標や組織づくり、仕事の役割分担やルール、学級生活の充実のための工夫などについて題材を設定し、グループや学級全体で話し合っていくことが考えられる。

ウ 学校における多様な集団の生活の向上

生徒一人一人は、学校における基礎的な生活集団である学級に属するだけでなく、学級と異なる学習集団、生徒会活動や学校行事において組織される集団、部活動などの任意の集団など、学校内において同年齢や異年齢の様々な集団に属し

ながら学校生活を営んでいる。入学当初のオリエンテーションなどでは、学級の在り方や生活の進め方の指導、援助とともに、そうした学校における多様な集団の在り方や活動の仕方に関する指導も受ける。これによって、多様な集団における望ましい人間関係を築きながら、様々な集団生活への適応を図るとともに、それらの活動を通じて生徒自ら学校や学級での生活を充実させていくことが期待されている。したがって、学校における多様な集団の生活への生徒一人一人の適応や、そこでの自主的、実践的な活動についてもその助長を図ることが大切である。

こうした学校内の多様な集団活動に加えて、さらに学校外の活動では、地域社会などにおける様々な社会集団の中で活動する場合もある。また、生徒は、家庭、地域社会、時には各種の青少年団体やスポーツクラブなどの集団の一員として活動を展開している。いずれの集団においても、それぞれの集団には目標があり、その目標を達成するためには、各自が責任を果たし、お互いに協力し合って集団の生活の向上を図ることが大切である。

このような態度や能力を身に付けていくためには、学級や学校生活への適応を図るとともに、積極的に多様な集団へ参加し、集団生活のマナーとルールを守りながら自主的、実践的な活動を進めることについての指導・援助が大切である。

具体的には、生徒会活動や学校行事への参加や協力、学年の目標と協力、異年齢集団の意義、集団生活のマナーとルールなどについて題材を設定し、生徒相互の話合いや体験発表、上級生などの経験等を活用したガイダンス、地域の文化・スポーツ団体やボランティア団体の人々などを招いての講話などを展開していくことが考えられる。

(2) 適応と成長及び健康安全

この活動内容は、生徒一人一人が人間としての生き方について幅広く探求し、心身の健康の保持増進に努め、豊かな人間性や個性の育成を図るとともに、社会の成員として必要とされる資質や能力を培っていくための最も基礎的なものである。

適応と成長に関しては、中学校段階の生徒が直面している問題とのかかわりの中で、人間としての生き方を探求させることにより、生徒一人一人の健全な生活態度を育成しようとするものである。また、健康安全に関しては、人間の諸活動の基礎となる健康安全や食を中心として、現在及び将来において生徒が当面する諸課題に対応するとともに、生徒自ら健全な生活態度や習慣の形成を図っていく資質や能力を育成し

ようとするものである。

学習指導要領では、次のように9つの内容項目を示しているが、いずれについても自己探求や自己の改善・向上の視点から、人間としての生き方についての自覚を深め、社会の中で自己を正しく生かす能力を養うことと広くかかわらせて指導することが大切である。

- ア 思春期の不安や悩みとその解決
- イ 自己及び他者の個性の理解と尊重
- ウ 社会の一員としての自覚と責任
- エ 男女相互の理解と協力
- オ 望ましい人間関係の確立
- カ ボランティア活動の意義の理解と参加
- キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
- ク 性的な発達への適応
- ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

この活動の進め方に当たっては、学級の生徒の相互理解を深め、ともに問題解決に取り組んでいこうとする雰囲気や意欲を育て、自他の尊重に基づく健全な生き方を探求するように指導することが大切である。

そのためには、生徒にとって身近な問題を取り上げたり、様々な活動の方法を取り入れたりして、生徒が自分自身の問題として受けとめていくよう適切な指導・援助を行うとともに、各教科、道徳及び総合的な学習の時間などの指導との密接な関連を図り、生徒の学年段階や発達の段階に即して計画的・系統的に指導を行うことが大切である。また、総則第4の2の(8)にも示しているように、障害のある生徒などについての十分な配慮に基づく指導が大切である。さらに、指導の効果を高めるために、積極的に養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員などの専門性を生かした指導が行えるよう配慮するとともに、家庭や地域との連携・協力を図ったり、個に応じた指導を工夫したりする必要がある。

ア 思春期の不安や悩みとその解決

中学生の時期は、自我の目覚めとともに、独立の欲求が高まり、自己内省をし始める時期である。その一方、自我の発達はまだ未熟な面もあり、自分に対する他者の態度や評価で動揺しやすく、自信を失ったり自己嫌悪に陥ったりすることも少なくない。学年による特徴を見ると、中学入学時には多様な集団への所属に伴う人間関係の変化や、部活動などにおける先輩・後輩関係など、人間関係の複雑化に起因する悩みを抱えることが多い。学年が進行するとともに、新たな不安

や悩みが加わることになるが、その一つが性に関する悩みである。中学生になると異性への関心も高くなり、感情の起伏も激しくなる。さらに、高校進学などが意識される頃になると、学習上の悩みや進路の選択に関する不安や悩みが大きくなっていく。

こうした様々な不安や悩み、また、自分の目標が達成できないことから、生徒の中には、無気力傾向などに陥ったり、非行に走ったりする者も見られる。このように、この時期特有の様々な不安や悩みが行動面にも現れることもある。

ここでは、このような子どもから大人への過渡期である思春期の特徴や発達課題を踏まえ、生徒たちが自分の不安や悩みを見つめながらも、その解決を目指し、夢や希望をもってたくましく生きていく態度をはぐくみ、行動力を高めていくことが期待される。そのためにも、生徒一人一人が抱える不安や悩みについて率直に語り合えるような題材を設定し、自ら解決のための手だてや方法について共に考えさせることが大切である。その際、自分さえよければよいといった「閉じた個」ではなく、自己と対話を重ね他者とのかかわりの中で生きるという「開かれた個」であることが求められる。また同時に、一人の悩みをみんなで考えていこうという雰囲気や学級の中につくることが重要である。こうした活動により思春期特有の問題を乗り越えることによって、人間としての成長につなげることが大切である。

具体的には、自分が不安に感じること、悩みとその解決方法、身近な人の青年時代などの題材を設定し、生徒が自由に話し合ったり、先輩や身近な大人にインタビューして発表したり話し合ったりするなど様々な方法が考えられる。ただし、その際には、個人の内面にかかわることなので、その方法や話された内容の扱いについて十分な配慮が必要である。

イ 自己及び他者の個性の理解と尊重

自己の個性を見つめ、それを大切にしていくことは、自尊感情を高め、自己確立や自己実現を図るための基盤となる。また、他者の個性を理解し互いに尊重し合うことは、自己理解を一層深めるとともに、豊かな人間関係をはぐくんでいくことにつながる。一方、中学に入学した頃は自己への関心が高まると同時に、人間関係の広がりとともに他者への意識も高まりを見せる時期でもある。このため進学などを考える頃になると、人からの評価に振り回されることや、人と比較することで自己評価を低下させるという傾向も強まってくる。とりわけ、情報が氾濫し価値観が多様化している現代社会においては、自分の存在に価値を見出せず、目標を見失いがちな中学生も多い。こうした時期に自己及び他者の個性を理解し尊重していくことは重要な意味をもっている。

そのためにも、自己の個性や適性、長所と短所、興味や関心の動向などを含め

て、自らをより正しく理解させるよう、発達の段階や学年の特徴に合わせ系統的、発展的な指導を行う必要がある。また、他者の個性を理解し尊重することを通して、他者への思いやりを深め、共に生きる人間としての心の豊かさをもって成長していくことも大切なことである。

具体的には、入学直後や学級編成替えなどにより新たな人間関係を築くことが求められる時期には、自分の長所・短所、友人への期待と励まし、自他の個性を知りそれを生かす方法などの題材を設定し、自らを振り返ると同時にグループや学級全体で話し合う活動などが考えられる。その際、自己と対話しながら文章で表現し互いに伝え合うことが、相互理解や他者の尊重につながることを重視する必要がある。また教育相談やカウンセリングの手法などを活用することで、学級内において互いにかげがえのない存在であることの自覚を深めていくことも大切である。それ以外にも、卒業生や社会人などの講話を通して他者の生き方に学ばせるなどの活動が考えられる。

ウ 社会の一員としての自覚と責任

生徒の社会性の不足や自立の遅れが指摘される中、社会の一員としての自覚をもち、責任ある行動のとれる人間の育成が求められている。とりわけ今日、情報化や国際化、科学技術の発展が急速に進む中、中学生においても的確な判断基準に基づき、主体的に責任をもって行動していくことが強く求められている。

中学生になれば、集団の規律や社会のルールに従い、互いに協力しながら各自の責任を果たすことによって、集団や社会が成り立っていることを理解できる発達の段階にある。また、所属する集団や地域の中で責任や役割を担う機会も増えてくる。

こうしたことを踏まえて、ここでは、社会生活上のルールやモラルの意義について考えさせたり、正義感や公正さを重んじる心、自律・自制の心などの大切さについて理解させたりするとともに、社会生活を営む上で必要なマナーやスキルについて体験的に習得していくことが大切である。

また、自主的、自律的な生き方は、義務や責任と表裏一体のものであり、中学生であっても社会の一員として責任ある行動が求められることを理解させ、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度と能力を養うことが必要である。

具体的には、集団生活におけるルールやマナー、自由と責任及び権利と義務、情報化社会におけるモラルなどの題材を設定し、道徳の時間との関連も図りなが

ら展開していくことが重要である。また，その時々々の学級や学校における生活上の問題，地域における身近な出来事，新聞やビデオ等の資料などを取り上げ，話し合いやディベート，パネルディスカッションなどにより展開していくことも考えられる。その際には，学級活動の他の活動内容や項目との関連，生徒指導等との関連などを図ることも必要である。

エ 男女相互の理解と協力

中学生の時期は，男女の身体的な特徴が顕著になるとともに，異性への関心の高まりや性衝動が生じるなど異性に対する心理面の変化も顕著となることから，男女における身体面・精神面の違いの理解や，異性と人間関係を築くに当たってのルールやマナーについての理解が十分でないことも予想される。

このため，保健体育，道徳などの学習とも関連させ，男女相互の理解を一層深めるとともに，人間として互いに協力し尊重し合う態度を養うことが大切である。その際，共に充実した学校生活を築くような主体的な意識や態度を育成するとともに，家庭や社会における男女相互の望ましい人間関係の在り方などについても，幅広く考えていくことが望まれる。

具体的には，男女相互の理解と協力，人間の尊重と男女の平等，男女共同参画社会と自分の生き方などの題材を設定し，アンケートやインタビューをもとに話し合ったり，新聞やテレビ等の資料をもとに話し合ったり討論したりして展開していくことが考えられる。

なお，男女相互の理解と協力は，性に関する指導との関連を図ることが重要であり，内容項目のクとして挙げている「性的な発達への適応」とも関連づけて，生徒の発達の段階や実態，心身の発育・発達における個人差などにも留意して，適時，適切な指導を行うことが必要である。

オ 望ましい人間関係の確立

学級活動の活動内容の(1)では，学級や学校内の生徒相互の直接的な人間関係についての理解を深め，それを生徒自らがより好ましいものへ発展させ，学級や学校の生活の充実と向上を図ることが活動のねらいとなっている。ここでは，より広い意味での人間関係の在り方を考え，様々な集団の中での望ましい人間関係を確立していくことのできる態度や能力を養おうとするものである。

生徒は，家庭における人間関係，学校における生徒間の多様な人間関係，教師と生徒の人間関係，地域の人間関係など様々な人間関係の中で生きている。小学校時代に比べ，子どもたちを取り巻く人間関係も，学級を中心とした友達という関係に加え，学年の中での人間関係，さらには部活動などにおける先輩・後輩という人間関係なども生まれてくる。また，生徒会や地域の集団などの活動を通して，人間関係もより広がりをもってくる。これら様々な人間関係について振り返

らせ、その集団の中での行動の仕方や生き方について考え、望ましく円滑な人間関係の確立に資するようにすることが大切である。

特に、現代の青少年については、人間関係の希薄さや他人に共感して思いやる心の弱さなどが指摘され、それがいじめや暴力行為などの問題行動や不登校などの一つの要因になっていることに留意し、人間関係を形成する力や自己表現力、他者への思いやりや正義感、連帯感や協力心などをはぐくむ取組を積極的に進めていく必要がある。

具体的には、望ましい人間関係の在り方、豊かな人間関係づくりと自己の成長、自己表現とコミュニケーション能力などの題材を設定し、ロールプレイングや体験発表を取り入れた話合い、自己表現力やコミュニケーション能力を高める体験的な活動、学級成員等の親睦を深める活動など、様々な展開の工夫が考えられる。

カ ボランティア活動の意義の理解と参加

近年、ボランティア活動への参加、地域の文化団体やスポーツクラブなどへの参加など、人々の社会貢献や社会参加の機会が増えてきている。そのため、学校教育において社会貢献や社会参加を果たすために必要な知識や技能の習得、資質の育成が重要である。

ボランティア活動は、個人の自由意思を基本とし、自分の技能や時間等を進んで提供し、他人や社会に貢献する活動とされ、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。また、よりよい社会づくりに積極的に参加・参画していく手段としても期待されている。したがって、生徒が自らも社会の一員であることを自覚し、互いが支え合う社会の仕組みを実感する上で重要な意味をもつとともに、他の人々や社会のために役立つ体験をしながら、そのことを通して自己実現を図り、自他が共に価値ある大切な存在であることを実感し豊かな心情を培うことができる活動である。

ここでは、このようなボランティア活動の意義を理解することによってボランティア精神の涵養を図り、自発的な参加への意欲を高め、またボランティア活動の方法等についての啓発を図ることが望まれる。具体的には、社会福祉活動、環境保全・保護活動、災害援助活動、地域のコミュニティづくり、国際社会への貢献・協力など、ボランティア活動の様々な場面や実際について紹介したり、ボランティア活動に携わっている人を招いての講話や生徒のボランティア体験談などを聞き、ボランティア活動の意義の理解を深めることなどが考えられる。その際、自発性・無償性・公共性・先駆性等のボランティア活動の基本的性格について理解させ、実践意欲の喚起を促すことが大切である。また、学校内や地域等で

可能なボランティア活動体験を企画し，ボランティア活動に必要な知識や技能を体験的に学ぶことも重要である。その際には，生徒の主体的な活動が行われるよう指導・助言することが大切である。

なお，ここでの活動が，生徒会活動や学校行事，総合的な学習の時間などの活動や学習に発展していくことも考えられる。逆にそれらの体験や学習をきっかけにして学級活動として行うボランティア活動を企画・実行することも考えられる。さらには，勤労生産・奉仕的行事に参加しての体験発表や話合い，生徒会活動の一環として行われるボランティア活動の取組をもとにした話合いなども考えられるので，学校行事や生徒会活動，総合的な学習の時間などとの関連を十分図ることが望まれる。

キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

心身の健康に関しては，中学生は身体的・精神的に変化の激しい時期であることを考え，心身の機能や発達，心の健康についての理解を深め，生涯を通じて積極的に健康の保持増進を目指すような態度の育成に努めることが大切である。特に，生活習慣の乱れやストレス及び不安感が高まっている現状を踏まえ，心の健康を含め自らの健康を維持し，改善することができるように指導・助言することが重要である。

具体的には，心の健康や体力の向上に関する^くこと，口腔の衛生，生活習慣病とその予防，食事・運動・休養の効用と余暇の活用，喫煙，飲酒，薬物乱用などの害に関する^くこと，ストレスへの対処と自己管理などについて生徒の学年や発達の段階も踏まえて題材を設定し，身近な視点からこれらの問題を考え意見を交換できるような話合いや討論，実践力の育成につながるロールプレイングなどの方法を活用して展開していくことが考えられる。こうした活動を通して，自らの健康状態についての理解と関心を深め，望ましい生活態度や習慣の形成を図っていくことが望まれる。

安全に関しては，学校内外を含めた自分の生活行動を見直し，自ら安全に配慮するとともに，危険を予測できる力や的確に行動できる力を高めていくよう日ごろからの注意の喚起や指導が必要である。また，日ごろの備えを含め自然災害等に対する心構えや適切な行動がとれる力を育てることが大切である。さらに，自己の安全を確保するのみならず，身の回りの人の安全を確保する態度を育むことが重要である。

具体的には，防犯を含めた生活安全や自転車運転時の交通安全に関する^くこと，種々の災害時の安全に関する^くこと，生命の尊重に関する^くこと，環境整備に関する^くことなどについて生徒の学年や発達の段階も踏まえて題材を設定し，事故の発生状況や危険箇所の調査結果をもとにした話合い，「ひやり，はっとした」といっ

た体験に基づく感想や発表，安全マップの作成，実技を通じた学習，ロールプレイングなど様々な方法による展開が考えられる。

心身の健康と安全にかかわる指導は，学校教育全体を通じて行われる保健指導や安全指導等との関連を密にする必要があり，教職員の共通理解を図るとともに，保護者の理解と協力を得ながら実施することも必要である。また，内容によっては，養護教諭や関係団体などの協力を得ながら指導することも大切である。

ク 性的な発達への適応

中学生にとっては，性を考えることは，あこがれ，怖さや不安，羞恥など様々な感情を引き起こすものである。また，この時期は性的な発達も著しく，情緒が不安定になるようなこともある。こうした感情や不安定さは，大人として自立するための大切な過程であるが，自分の存在に価値や自信がもてないなど，時には様々な心の^{かつとう}・^{かつとう}藤や遊びに傾斜する心と結び付き，性的な逸脱行動として表れることもある。

ここでは，性に対する正しい理解を基盤に，身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し，適切な行動がとれるように指導・援助を行うことが大切である。特に，性に関する情報があふれる現代社会にあっては，自己の行動に責任をもって生きることの大切さや，人間尊重の精神に基づく男女相互の望ましい人間関係の在り方などと結び付けて指導していくことが大切である。

具体的には，思春期の心と体の発育・発達に関する事，性情報への対応や性の逸脱行動に関する事，エイズや性感染症などの予防に関する事，友情と恋愛と結婚などについて，生徒の発達の段階等を踏まえた題材を設定し，資料等をもとにした話し合いや討論，専門家の講話を聞くなどの活動の展開が考えられる。その際，生徒が率直に意見を言えるとともに，自分の将来と結び付けてしっかりと考えていくような取組が期待される。なお，保健体育をはじめとした各教科，道徳等の学習との関連，学級活動の他の活動との関連について学校全体で共通理解した上で，教育の内容や方法について保護者の理解を得ることが重要である。また，性については，個々の生徒間で，発達の段階や置かれた状況の差異が大きいことから，事前に，集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておくなど計画性をもって実施する必要がある。また，指導の効果を高めるため養護教諭などの協力を得ながら指導することも大切である。

ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

規則正しく調和のとれた食生活は、健康の保持増進の基本であり、近年の生徒等の食生活の乱れが、生活習慣病はもとより心の健康問題にも発展するなど食に起因する新たな健康課題を生起していることから、学校においても食育を推進し、望ましい食習慣を形成することは極めて重要な課題となっている。特に、心身の発育・発達が著しい中学生の時期においては、自己の健康を管理し改善していく資質や能力の基盤を育成することが重要であることから、自分の食生活を見直し、自ら改善して、生涯を通じた望ましい食習慣が形成され、食事を通して好ましい人間関係や明るい社交性がはぐくまれるよう指導する必要がある。

学校における食育は、関連教科等における食に関する指導を相互に関連付け、学校の教育活動全体を通じて総合的に推進するものであり、昼の給食の時間は、その取組において中心的な指導の場となるものである。給食の時間においては、楽しく食事をする事、栄養の偏りのない食事のとり方、食中毒の予防にかかわる衛生管理の在り方、共同作業を通して奉仕や協力・協調の精神を養うことなどに関する指導により望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通しての好ましい人間関係の育成を図ることをねらいとし、給食の準備から後片付けを通して、計画的・継続的に指導する必要がある。また、心身の健康に関する内容にとどまらず、自然の恩恵などへの感謝、食文化、食料事情などについても教科等の指導と関連を図りつつ指導を行うことが重要である。

これらの指導に当たっては、学校給食を教材として活用した多様な指導方法を工夫するとともに、栄養教諭の専門性を生かしつつ、場合によっては、学校栄養職員や養護教諭などの協力を得て指導に当たることが必要である。学校給食に関する内容については、昼の給食の時間を中心に指導することになるが、適切な給食時間の確保とともに、他の学級活動や学校行事、関連教科等でも取り上げて計画的に指導することが大切である。

また、学校給食を実施していない学校においても生徒が健康の大切さを実感し、生涯にわたって自己の健康に配慮した食生活を営めるよう、望ましい食習慣の形成については、食育の観点も踏まえ、健康・安全に関する指導の一環として指導する必要がある。

なお、望ましい食習慣の形成については、家庭においても取り組むべき重要な課題であり、家庭との連携を図るとともに、家庭の中でも話し合えるような題材を設定していくことが大切である。

(3) 学業と進路

生徒が、自己の将来に夢や希望を抱き、意欲的かつ主体的に学習に取り組むとともに、将来の生き方や進路に関する体験を得たり、情報の活用を図ったりしながら、自己の個性や学習の成果を生かす進路を自らの意志と責任で考え、選択していくことは中学生にとって極めて重要なことである。また、生徒が、将来直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくためには、生徒一人一人が、学ぶこと、働くこと、そして、生きることについて自己の問題として真剣に受け止め、それぞれの深い結びつきを理解していくことが必要である。

これを受けて、ここでは、学ぶことと働くことを通した人間としての生き方についての自覚、日々の学習と進路の選択に主体的に取り組む態度や能力の育成、望ましい勤労観・職業観の形成、将来の生き方と進路の適切な選択などについて取り上げていく。

以上のように、ここで扱う活動内容は、生徒の現在及び将来の生き方を考える基盤になるものであり、学習指導要領では、次の5つの項目を示しているが、学年の段階やその系統性を踏まえ、また各教科等の教育活動と有機的に関連させて、取り上げる題材について工夫することが大切である。その際、各学年段階に応じた重点化を図ることや、関連・統合を図ることが必要である。

- ア 学ぶことと働くことの意義の理解
- イ 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用
- ウ 進路適性の吟味と進路情報の活用
- エ 望ましい勤労観・職業観の形成
- オ 主体的な進路の選択と将来設計

ア 学ぶことと働くことの意義の理解

学ぶ楽しさや喜びを知り、目的をもって意欲的に学習や諸活動に取り組むことは、誰よりも生徒自身の願いである。しかし、学習のつまずきから学ぶことに楽しさや喜びを見いだせず、意欲をもてない生徒、それなりに学習の成果をあげながら、進学という目標だけにとらわれ、学ぶことや生きることの意義や目的を見失っているために学習に充実感をもてなかったり、進学後に学習意欲を失ってしまったりする生徒が少なくない。

このような生徒の願いや迷いを受け止め、人はなぜ学ばなければならないのか、学び続けなければならないのか、何のために学校で学ぶのか、学び続けるのか、といった素朴な問いに、生徒自身がその答えを見だし、学習や活動に意欲的に取り組むとともに、将来の社会的自立や職業的自立に資するような内容を取

り上げることが大切となる。

そこで、生徒が、自分のよさや得意なことを伸ばすために勉強する、自己を高め、充実した人生を送るために学ぶ、あるいは自分の将来の夢や希望を実現するために学ぶなどの観点から、学ぶことと働くことの意義を結び付けて考えられるよう、日常の各教科等の学習や当面する進路の選択や将来の生き方を考える学習などとの関連を図りながら、活動を進めることが考えられる。

具体的には、充実した人生と学習、学ぶことや働くことの楽しさと価値、学ぶことと職業などについて題材を設定し、保護者や卒業生など自分の身のまわりの人、働きながら学んでいる人、地域の職業人、あるいは生涯学習に取り組む人々などの体験談などを取り入れながら、自分なりの考えをまとめ、発表したり、話し合ったり、ディベートを行ったりする活動などが考えられる。

特に、中学校入学当初、あるいは、進級当初に、各教科等の授業開始時期において、何を学ぶのか、何のために学ぶのか、学んだことをどう生かしていくのかなど、各教科等を学ぶに当たってのガイダンスが行われるが、その際には、学ぶことの意義を、働くことの意義とも関連させながら考えさせていく活動が重要である。また、職場体験と関連させ、それらの事前、事後の指導として、生活や社会、職業や仕事、将来の進路などについて考えさせ、話し合う取組もある。さらに、卒業時期には、今までの学びを振り返り、社会的自立と自己実現を深めていく活動の展開なども考えられる。

イ 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用

生徒が自ら進んで学習に取り組む意欲・態度を育成することは、「生きる力」の育成をめざし、生涯学習の基礎づくりを担う学校教育の重要な課題である。しかしながら、学習の積み重ねが必要な教科などでのつまずきや、学習方法が分からないことなどから、学ぶ意欲に乏しい生徒が少なくない。

学校生活の根幹にかかわる学業上の問題について、生徒が、学び方を学び、勉強することの楽しさを感じたり、自分にふさわしい学習方法を見出し、学習の悩みを克服するなどして、学習に意欲をもって取り組むよう、また、学校図書館を積極的に活用するよう、内容を取り上げる。

特に、1年生の時期には、自ら学習計画を立てて実行する中で、学習意欲を向上させ、望ましい学習習慣を確立させていくことが大切である。また、学年が進むにつれ、生徒主体の教科等の学習の事後指導として、自ら課題を設け、調べ、自分なりの考えをまとめるといった学習の過程を振り返りながら、「自ら学ぶ」ということがどのようなことであるのかを理解する活動、あるいは、学習のつまずきの原因やその克服の方法を皆で考え、自分にふさわしい学習の方法を見つける活動などが考えられる。

具体的には、学習意欲と学習習慣、自ら学ぶ意義や方法などについて題材を設定し、教科担任の教師との連携の下で、生徒が意欲的に、楽しく取り組むことができた教科等の学習などについて、その学習過程を振り返りながら、なぜ意欲をもって、楽しく勉強できたのかを話し合う活動の展開などが考えられる。その際、学校図書館等をどのように利用したかを含めて学習を振り返り、自主的な学習の場、様々な情報が得られる場としての学校図書館の意義や役割に気づき、積極的に活用する態度を養うことも大切である。また、不得意教科の克服、自分にふさわしい学習方法、自宅学習の内容や方法などの題材を設定し、教科学習等での悩みを率直に出し合い、多くの生徒に共通する悩みあるいは深刻な悩みを学級の問題として受け止め、その解決や、そのために各自ができることなどについて話し合い、実行し、成果を確かめ合うといった活動の展開も考えられる。

ウ 進路適性の吟味と進路情報の活用

中学生ともなると、生徒は、自我に目覚め、自己を探求し始めるとともに、その過程で、自分と社会とのかかわりや将来の生き方について関心を抱くようになる。また同時に、進路の選択を迫られ、自分の意志と責任で選択決定しなければならない。

成長、発達に伴う課題と極めて現実的な課題に直面している生徒が、将来の生き方や進路との関係で自分を知ることができるよう、また、人の生き方や進路に関する興味や関心を広げるとともに、当面する進学や就職にかかわる情報を収集、活用して、当面する進路に関する理解を深めることができるよう、内容を取り上げる。

生徒が自分のよさに気づき、伸ばそうという意欲がもてるよう、多面的に自分自身を見つめ自分を知る活動、友人の理解を通して自分を知る活動、そして職業適性などから客観的に自分を知る活動などが考えられる。また、そのような自己の個性の理解に基づいて、自分のよさを発揮し、個性を伸ばす進路を探索するために、当面する進路に関する情報を収集し、整理して、自分や友人が活用できる資料としてまとめる活動などが考えられる。

具体的には、自分のよさの発見、職業と適性などについて題材を設定し、自分の興味・関心、得意な教科の学習や活動、性格や行動など多面的に自分自身を見つめたり、生徒が互いのよさを見つめ合い、確かめ合ったりする活動の展開、あるいは職業適性検査等を活用して、個性を生かす職業について考える活動の展開が考えられる。また、生き方を学ぶ、進路に応じた学習機会の選択、学校調べなどについて題材を設定し、地域の社会人や職業人の講話を聞いたり、勤労や奉仕の体験を通して、生き方や進路の多様性を理解する活動の展開、あるいは上級学校を訪問、見学したり、体験入学をして、その結果をまとめて発表したりする学

習の展開が考えられる。その際、情報活用能力育成の観点から、インターネット等の効果的な活用や自ら調べた情報をまとめ、発信していく取組も有効である。特に3年生の時期においては、自己を見つめ、体験等で得た情報を整理し、自分にふさわしい進路を選択決定していく過程を理解する活動の展開も考えられる。

なお、職業適性を取り上げ、適性と進路との関係について考えさせるに当たっては、進路についての夢や希望を抱き、その実現のための強い意志と努力に優る適性はないという理解が得られるよう留意することも大切である。

エ 望ましい勤労観・職業観の形成

人は、働くことや職業を通じて社会と深くかかわり、生きている。勤労や職業についてどのような考えをもち、日常の生活の中でそれぞれの役割を果たすとともに、どのような職業に就き、どのように職業生活を送るかは、人がいかに生きるか、どのような人生を送るかということに深くかかわっているのである。しかし今日、勤労や職業に対する理解の不足や安易な考え方など、若者の勤労観・職業観の未成熟さが指摘されている。それだけに、望ましい勤労観・職業観をはぐくむことは、進路指導、さらにはキャリア教育にとって重要な課題である。

このような課題を踏まえて、自己と社会とのかかわりを考える中学生の時期をとらえ、生徒が、様々な社会的役割や職業及び職業生活について理解するとともに、人は何のために働くのか、なぜ働かなければならないのかを考え、将来、職業人、社会人として自立し、生きがいのある人生を築こうとする意欲・態度をもつことができるよう、内容を取り上げることが大切である。

具体的には、自分の役割と生きがい、働く目的と意義、身近な職業と職業選択などの題材を設定し、調査やインタビューをもとに話し合ったり、発表やディベートを行ったりするなどの活動の展開が考えられる。

また、学校行事などとして実施する地域の職業調べや事業所・福祉施設等における職場体験や介護体験、あるいは職業人や福祉団体関係者を招いての講話等との関連を図りながら、それらの事前、事後の指導として、調査、話し合い、感想文

の作成，発表を行うといった活動の展開も考えられる。

その際，生徒が働くことの楽しさや厳しさを知り，勤労や職業についての関心・意欲を高めることができるように指導・援助することが大切である。また，人が，勤労や職業を通じて社会の一員としての役割を果たし，自己の能力・適性を発揮しているということが理解できるよう指導・援助することも大切であり，道徳の時間をはじめ各教科等との有機的な関連を図った指導の充実が大切である。

オ 主体的な進路の選択と将来設計

個性を生かし，多様な能力・適性や関心・意欲をもつ生徒が，自分にあった進路を的確に選択できるよう入試の方法などが多様化してきている。一方，社会の変革に伴う，産業構造・就業構造の変化に加えて，正規雇用以外の雇用形態も増え，これまでの終身雇用，年功序列あるいは学(校)歴による処遇といった企業の雇用慣行等の変化も進んでいる。このように社会の変化の中で，人は，その人生において，何回もの進路の選択を迫られるようになっている。

このような変化を視野に入れながら，生徒が，人の生き方，人生の有り様について，その多様性を理解するとともに，自分の将来の生き方や生活について夢や希望をもつことができるよう，また，それを実現するための進路計画を立て，自らの意志と責任で生き方，進路を選択することができるよう，内容を取り上げる。

その際，内容項目の「ウ 進路適性の吟味と進路情報の活用」や「エ 望ましい勤労観・職業観の形成」の活動との関連を図りながら，将来の生活における職業人，家庭人，地域社会の一員などとしての役割や活動及びその変化を知り，生徒が将来の生活を具体的に描いてみる活動や，将来設計を進路計画として立案する活動などが考えられる。また，進路計画の実現を目指して，生徒が，卒業後の進路選択の問題を，自分自身の課題として受け止め，自ら解決するために，例えば，高等学校進学の志望校選択などに当たって，何を知り，どのように考え，いかに行動すべきかなどについて検討する活動なども考えられる。

具体的には，自分の夢や希望，人生と生きがい，30年後の私などについて題材を設定し，地域の職業人や福祉団体関係者の講話と感想文の作成，発表，話合いといった活動の展開，ライフプランの作成や進路計画を立案し，発表する活動の展開などが考えられる。特に，3年生の時期にあっては，志望校・希望職業の選択，進路の選択と私の悩みなどについて題材を設定し，志望校の選択について，進学目的の明確化，目的実現のための選択肢(各学校・学科の特色など)の理解，各選択肢で求められる選択の条件や必要な努力についての理解，選択理由の明確化，選択の結果とその受け止め方など，選択のためのスキルを学ぶ活動の展開なども考えられる。

なお，当面する進路の選択の指導に当たっては，個別指導としての進路相談を，学級活動における指導との関連を図りながら適切に行うことが大切である。

3 学級活動の指導計画

各活動・学校行事の指導計画の作成については，学習指導要領第5章の第3の1の(1)で，次のように示している。

(1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては，学校の創意工夫を生かすとともに，学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し，生徒による自主的，実践的な活動が助長されるようにすること。また，各教科，道徳及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに，家庭や地域の人々との連携，社会教育施設等の活用などを工夫すること。

以上のことから，学級活動の指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮する必要がある。

(1) 学校の創意工夫を生かすとともに，学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し，生徒による自主的，実践的な活動が助長されるようにする

ア 学校の創意工夫を生かすこと

学級活動の指導計画の作成に当たっては，学校の教師全体の創意工夫を生かすことにより，中学校入学から卒業までの3学年間を見通して，学校の目標を達成するにふさわしい指導計画とすることが大切である。次に学校全体の指導計画をもとにし，学年・学級の実態に応じ，学級担任や当該学年の教師などが創意工夫を十分に生かし，それぞれの指導計画を作成する必要がある。

イ 学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮すること

学級活動においては，生徒が学級や学校で当面する生活上の様々な問題を内容として取り上げるが，生徒の実態は学校や地域の状況などによって異なっているので，指導計画はそれらを十分に配慮して作成する必要がある。

学級活動においては，各学年に共通の活動内容が示されている。したがって，指導計画の作成に関しては，各内容ごとに生徒の発達や3学年間の系統性などに十分配慮する必要がある，各学年ごとに題材の設定や指導・援助の仕方などを工夫する必要がある。

また，入学当初から卒業までの生徒の変化を十分考慮して指導計画を作成することが大切である。特に，小学校との接続と発展に配慮し，生徒の社会的自立に

向けて一層主体的な活動ができるような指導計画の作成が大切である。

小学校と中学校における学級活動の内容(学習指導要領)

小学校	中学校
<p>〔第1学年及び第2学年〕 学級を単位として、仲良く助け合い学級生活を楽しくとともに、日常の生活や学習に進んで取り組もうとする態度の育成に資する活動を行うこと。</p> <p>〔第3学年及び第4学年〕 学級を単位として、協力し合って楽しい学級生活をつくとともに、日常の生活や学習に意欲的に取り組もうとする態度の育成に資する活動を行うこと。</p> <p>〔第5学年及び第6学年〕 学級を単位として、信頼し支え合って楽しく豊かな学級や学校の生活をつくとともに、日常の生活や学習に自主的に取り組もうとする態度の向上に資する活動を行うこと。</p> <p>〔共通事項〕</p> <p>(1) 学級や学校の生活づくり ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決 イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理 ウ 学校における多様な集団の生活の向上</p> <p>(2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全 ア 希望や目標をもって生きる態度の形成 イ 基本的な生活習慣の形成 ウ 望ましい人間関係の形成 エ 清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解 オ 学校図書館の利用 カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 キ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成</p>	<p>学級を単位として、学級や学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。</p> <p>(1) 学級や学校の生活づくり ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決 イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理 ウ 学校における多様な集団の生活の向上</p> <p>(2) 適応と成長及び健康安全 ア 思春期の不安や悩みとその解決 イ 自己及び他者の個性の理解と尊重 ウ 社会の一員としての自覚と責任 エ 男女相互の理解と協力 オ 望ましい人間関係の確立 カ ボランティア活動の意義の理解と参加 キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 ク 性的な発達への適応 ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成</p> <p>(3) 学業と進路 ア 学ぶことと働くことの意義の理解 イ 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用 ウ 進路適性の吟味と進路情報の活用 エ 望ましい勤労観・職業観の形成 オ 主体的な進路の選択と将来設計</p>

ウ 生徒による自主的，実践的な活動が助長されるようにすること

学級活動は，具体的な活動のねらいに沿って展開される生徒の自主的，実践的な活動である。そのためには，可能な限り生徒自らの発案，創意を大切にしていって，活動計画の作成や実践を進めていくことが学級活動の特質である。

このような特質を十分に生かし教育的な効果を高めるためには，それぞれの学級の実態に即した組織を設け，生徒一人一人が役割を分担し，活動計画を立てて実践する機会を豊富に用意する必要がある。特に，中学生の時期には，その発達の段階として自主独立の要求が高まることから，生徒の自発的，自治的な活動ができるだけ尊重し，生徒が自らの力で組織を作り，活動計画を立て，協力し合っただけ望ましい集団活動を行うように導くことが大切になる。

しかし，生徒の自主性が高まるとはいえ，生活体験や社会体験もまだ十分でなく，自分の考えにも十分な自信がもてない時期でもあるため，当然教師の適切な指導や個別的な援助などが必要であり，そのためには，生徒の心情をよく理解するとともに，指導・援助の在り方の工夫に努め，生徒の自主的，実践的な活動を促していくことが大切である。

(2) 各教科，道徳及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図る

各教科，道徳，総合的な学習の時間，特別活動の学習活動は，それぞれ独自の教育的意義をもちながらも，相互に関連し合っただけ全体として学校の教育目標の達成を目指すものである。特別活動と各教科，道徳，総合的な学習の時間などとの関連については，本解説の第2章，第2節の4において述べているが，学級活動の指導計画の作成に当たっては，教育効果を高める観点から，他の教育活動との有機的な関連を図ることが重要である。例えば，学級活動における話し合い活動の充実のためには，国語科や社会科などの各教科での学習を生かすことが必要である。また，学級活動の内容項目については，道徳の時間の学習や保健体育科の学習内容とも関連する部分が多い。その関連を生かすことにより，学級活動の内容の充実を図ることができるわけであり，指導計画の作成に当たっては，そうした観点からの配慮が必要である。

(3) 家庭や地域の人々との連携，社会教育施設等の活用などを工夫する

生徒は，学級や学校の一員として学校生活を送るとともに，家庭や地域の一員として生活しているのであるから，学級活動の指導においては，家庭や地域等との連携・協力が重要な意味をもっている。そこで，学級活動の指導計画の作成に当たっては，家庭や地域の人々との連携，社会教育施設等の活用などを工夫することが大切である。

例えば，学級活動の(2)「適応と成長及び健康安全」や(3)「学業と進路」などは，生徒の家庭での生活との関連が深く，家庭と連携・協力することによって，より効果的な学級活動を展開していくことが可能となる。その際，保護者や家庭などの個人情

報やプライバシーなどの問題に十分留意して指導計画を作成したりする必要がある。また、指導内容によっては、関係機関等の専門家などから話を聞くなど積極的に地域の人材を活用することは、望ましい工夫の例である。

(4) 生徒指導及び教育相談の充実を図る

学級活動などの指導計画の作成にかかわって、学習指導要領第5章の第3の1の(2)で、次のように示している。

(2) 生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談（進路相談を含む。）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。

学級は、学校における生徒指導を進めるための基礎的な場として最も適している。そこでは、生徒の発達段階に即して、基本的な生活習慣の確立にかかわる日常的な指導とともに、学校生活への適応や豊かな人間関係の形成、学習への主体的な取組や進路の選択など、生徒が当面する諸課題への対応や健全な生活態度の育成に資する活動についての指導・援助が中心に行われる場でもある。さらに、道徳性の育成、心身の健康・安全や食に関する指導、教育相談などが積極的かつ計画的に行われることにより、学校の教育活動全体を通じて行われる生徒指導が深められる場であるといえる。

このように学級という場は、生徒にとっても教師にとっても重要な場であり、学校生活の基盤としての役割をもっている。それゆえ、学年や学校全体の協力体制の下に意図的・計画的に学級経営を進め、生徒が心理的に安定して帰属できる「心の居場所」としての学級づくりに心掛けることが大切である。

そのためには学級活動の指導において、生徒指導の機能が十分に生かされることが大切である。また、集団場面の学習成果が個別に生かされて生徒一人一人のものとなるためには、個別指導の中心的なものである教育相談が十分に行われることが必要であり、生徒の家庭との密接な連絡の下に行われることによってその効果も一層高まることになる。

教育相談は学級活動の指導内容のすべてにかかわるが、中学校生活における変化への対応や社会的な自立に向けた指導を重視する観点からも、特に適応指導、進路相談などに関しては充実を図る必要がある。

このような生徒指導及び教育相談が十分に行われるようにするためには、指導計画を整備し活用することが大切である。

(5) ガイダンスの機能を充実する

学級活動などの指導計画の作成にかかわって、学習指導要領第5章の第3の1の(3)で、次のように示している。

(3) 学校生活への適応や人間関係の形成，進路の選択などの指導に当たっては，ガイダンスの機能を充実するよう〔学級活動〕等の指導を工夫すること。特に，中学校入学当初においては，個々の生徒が学校生活に適応するとともに，希望と目標をもって生活をできるよう工夫すること。

ア ガイダンスの機能を充実するよう〔学級活動〕等の指導を工夫すること

学級活動は、学校での基礎的な生活の場である学級において、新しい環境の中で、豊かな人間関係を築き学校生活への意欲を高めるなど、学級や学校の生活への適応とその充実・向上を図る活動である。ガイダンスの機能の充実は、こうした学級や学校生活への適応や人間関係の形成などについて、生徒が学校における諸活動や集団の意義、内容等について十分に理解し、よりよい適応や好ましい人間関係の形成に向けて積極的に活動する意欲や態度を養うために重要であり、主に学級活動の場を中心に展開されることが必要である。

各学校において特に工夫が求められるのは、入学時、新学期といった学校生活や学年の新しい生活あるいは学習や諸活動の開始時期などにおいて、認め合い、励まし合う集団の中で、生徒がこれから始まる生活に対して、十分な情報を得、見通しをもって、学校生活に積極的に取り組む意欲がもてるよう指導・援助することである。そのため、学級担任が各学級の指導の充実に取り組むことはもとより、学級担任が連携・協力して学年全体の指導の充実を図るため、指導内容によって、学年の教師や他の教師の協力を得たり、保護者の教育力あるいは上級生等の経験を活用したりすることも大切となる。

また、進路等の選択については、これまで各学校が取り組んできた生き方の指導としての進路指導に加え、高等学校教育の多様化、更に生涯を通じたキャリア教育の推進を踏まえ、生徒が自己の個性を発見し、伸ばしていくといった観点から適切な進路選択ができるよう、上級学校等の教育内容やその特色等をよりよく理解するために必要な情報の収集・提供の在り方について、上級学校との連携による体験入学の機会や卒業生の経験の活用など、学級活動の内容・方法を工夫していくことが大切になっている。

こうした観点から、3年間を通じた系統的、発展的なガイダンスの計画を立

てることが大切である。

イ 中学校入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適應するとともに、希望と目標をもって生活をできるよう工夫すること

中学校生活は、それまでの小学校での生活と異なり、教師と生徒及び生徒相互の人間関係も多様になり、また学習面ではその内容等が深化するなど、生活環境や学習環境が大きく変化してくる。また、自我の目覚めや思春期における不安や悩みなど新たな発達上の課題にも直面するようになる。

特に、中学校入学当初は、小学校から入学してきた生徒による新しい集団、教科担任制や新しい教科、部活動の開始などの変化に興味・関心をもち、新たな決意や目標をもちやすい時期であるとともに、生徒同士や生徒と教師の新たな人間関係や未知の事柄への不安を抱く時期でもある。その中で、いわゆる中1ギャップにより、新しい学習環境や人間関係につまずいて、学校生活への不適應を起こすことも少なくない。

学級活動の指導計画の作成に当たっては、生徒の実態に応じ、いわゆる中1ギャップによる学校不適應等に十分配慮し、また、小学校高学年の学級活動との接続も図って、生徒に希望や目標をもたせるとともに、達成感を味わわせることができるよう工夫する必要がある。

そのため、学区内の小学校と中学校との連携を深め、中学校への体験入学、保護者等への説明会など、地域全体で取り組んでいく工夫などが大切である。

(6) 年間指導計画の作成

学級活動は、1年生から3年生までの発達の段階を踏まえ、系統立てて指導するとともに、年間を通して計画的に指導する必要がある。そのためには、まず学校として3学年間を見通した各学年ごとの年間指導計画を作成する必要がある。その際には、学習指導要領で学級活動の内容として示された(1)のアからウ、(2)のアからケ、(3)のアからオのすべてについて、各学年ごとの年間指導計画に位置づける必要があるが、その場合も、必要に応じて内容間の関連を図ったり、統合したりして配当された時間の中で学級活動の目標が達成できるように指導計画を作成することが大切である。また、学年ごとの内容の発展や深化についても配慮しなければならない。

さらに学校として作成した各学年ごとの年間指導計画を基にして、学級の実態に応

じた学級ごとの年間指導計画や1単位時間の指導計画を作成することが必要である。

学級ごとの年間指導計画は、学校として作成した各学年ごとの学級活動の年間指導計画に基づき、学級担任が学年・学級や生徒個々の実態及び課題などを考慮して作成する計画であり、生徒が作成する活動計画のよりどころとなるものである。また、学級活動が、生徒の学校生活における学習や生活の基盤である学級を単位として展開される活動であることから、学級経営や学年経営との関連を図って作成することが大切である。

学校としての年間指導計画や学級ごとの指導計画に示す内容としては、次のようなものが考えられる。

- ・ 学校や学年，学級の指導目標
- ・ 育てたい力
- ・ 指導内容（予想される議題やテーマ）と時期
- ・ 指導の時間配当
- ・ 指導方法
- ・ 指導教材（必要に応じて）
- ・ 評価 など

なお、1単位時間の指導計画は、一般的には、「学級活動指導案」と呼ばれるものであるが、この指導計画には、生徒が作成した活動計画を配慮した題材や、事前及び事後の活動も含めての1単位時間における生徒の活動の過程や形態等についての見通しが示されていることが大切である。

(7) 学級活動に充てる授業時数

学級活動の授業時数等の取扱いについては、学習指導要領第1章の第3の1で、次のように示している。

第3 授業時数等の取扱い

1 各教科，道徳，総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし，1及び3において，特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の授業は，年間35週以上にわたって行うよう計画し，週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし，各教科等（特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には，夏季，冬季，学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め，これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお，給食，休憩などの時間については，学校において工夫を加え，適切に定めるものとする。

特別活動のうち、学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てる標準授業時数は、学校教育法施行規則第73条の別表第2に示されるように年間35単位時間である。また、学級活動については、上記のように少なくとも年間35週以上にわたって毎週実施することが明確に示されている。これは、学級活動が、生徒の、学級や学校の生活への適応や好ましい人間関係の形成、健全な生活態度の育成などに資する活動であり、このねらいを達成するためには、教師と生徒の人間関係と信頼関係を築く場や機会を十分に確保する必要があるからである。特に、中学校では、教科担任制をとっており、学級担任が生徒と不断に接しているわけではない。そこで、学級活動については毎週実施することとし、それによって学級担任と生徒との信頼関係を築き、学校生活への生徒の適応とその生活の充実・向上を図ることが必要である。

なお、毎日の授業の前後に「朝の会」や「帰りの会」等の名称をもって、学級ごとに時間が設定される場合も少なくなく、また、その教育的効果も高いと考えられるが、これらの時間における指導は、学級活動と密接な関連をもちながらも、学級活動そのもののねらいの達成を目指すものではないので、学習指導要領で定める学級活動の時間とは明確に区別できるように留意すべきである。

給食の時間に関しては、学習指導要領第1章総則の第3の1で「学級活動(学校給食に係るものを除く。)……」と示されており、学校教育法施行規則第73条の別表第2の備考2でも同様に示されている。そのことは、給食の時間における指導は特別活動の標準授業時数には含まれないということである。しかし、このことは、給食の時間における指導を学級活動として位置付けることを否定したのではない。学校給食の特質は、例えば、望ましい食習慣の形成や人間関係の在り方などについて、食事を中心とする給食の時間における生徒の実践を通して体得することなどにあり、給食の時間にこれらの内容を適切な指導計画に基づいて指導する場合には、学級活動として位置付けることもできる。ただし、この場合においても、標準授業時数に基づく特別活動の授業時数には含まれないということである。

4 学級活動の内容の取扱い

学級活動における内容の取扱いについては、学習指導要領第5章の第3の2の(1)で、次のように示している。

(1)〔学級活動〕及び〔生徒会活動〕の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにするとともに、内容相互の関連を図るよう工夫すること。また、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。

このことから、学級活動の指導に際しては、次の事項に留意することが必要である。

(1) 指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにする

学級活動の内容は、(1)の学級及び学校生活全体の充実・向上を目指す活動と、(2)や(3)のように主に個人の問題を学級での活動を通して解決する活動からなっており、これらの内容を展開する生徒の活動形態は、主として集団全体での取組や集団としての意思決定などを進めていくような自発的、自治的な活動の形態と、集団として取り組みながらも主として個人が選択し行動していくような自主的、実践的な活動の形態とに大きく分けて考えることができる。

しかし、生徒の自主的、実践的な活動を基盤として望ましい集団としての自発的、自治的な活動が生み出され、他方、自発的、自治的な活動を通して生徒の自主的、実践的な活動も高められていくわけであり、学級活動の活動内容についても、(1)は自発的、自治的な活動で、(2)、(3)は自主的、実践的な活動であると固定的に分ける必要はない。例えば、(1)においても学校や学級生活への適応を図る活動があることや、(2)の「イ 自己及び他者の個性の理解と尊重」や「オ 望ましい人間関係の確立」などのように、(1)の内容と深くかかわるものもあるので、(1)、(2)、(3)のいずれの場合も両者の活動形態を念頭に置き、どちらに力点を置いて指導するかについては、題材のねらいや内容、生徒の実態などから適切に判断するなどの弾力的な考え方に基づく指導方法の工夫が大切である。

生徒の活動形態による指導内容等の特質として、自発的、自治的な活動については、集団の成員全員が協力して課題等を解決し、集団の目標を達成していく過程を通して、自治的な態度や能力などの公民的資質を育成することが期待される。また、自主的、実践的な活動は、「生きる力」の基盤となる主体的な問題解決能力や自律心を

養うことにより，自主的，実践的な態度や能力を育成することが期待される。

そこで，学級活動においては，その活動内容の特質から生徒の活動形態を適切に選択するとともに，どのような能力や態度を育てるのかを明確にしながら，指導に当たることが特に重要である。

(2) よりよい生活を築くための諸活動の充実

生徒は，学級編成によりそれぞれの学級に所属することとなる。同じ学級に所属した生徒たちは，最初から共通する目標を明確にもっているわけではない。同じ学級という集団に所属した生徒が，その中で相互に望ましい人間関係を形成しながら，学級の一員として有意義な集団生活を送るためには，次のような活動を充実させる必要がある。

ア 集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動を充実する

学級の中でそれぞれの生徒が自主的，実践的な態度を身に付けながら，望ましい集団を形成していくためには，学級としての共通の目標を設定したり，その目標を達成するための具体的な方法や役割の分担を検討したりする必要がある。

特に学級活動の活動内容(1)においては，学級や学校の生活上の諸問題の解決のために学級としての意見をまとめ，学級の成員が課題解決のための組織を作ったり，仕事を分担したりする必要がある。その際に様々な考え方をもちた学級の成員がそれぞれの意見を出し合い，相互に尊重し合いながら，最終的には学級としての意見をまとめていかなければ集団としてよりよい生活を築いていくことはできない。

学級活動で取り扱わなければならない諸問題には，学級独自の問題もあれば学校全体にかかわる問題もある。それぞれの問題に関して，生徒が自分自身の考えを率直に述べられるような配慮が大切であり，学級の一員として集団全体の合意を作り上げる活動を充実していくことが求められる。

そのためにも，小学校の学級活動で身に付けた「話し合い活動」に関する議題の選択，話し合いの方法，役割分担などの経験を生かすとともに，ブレインストーミングやディベートなどを通じて，意見の異なる人と議論して協同的に問題解決する態度を育成することや，意見の対立が生じたとき，その対立を乗り越えて問題解決をする方法を身に付けることが期待される。

イ 自分たちできまりをつくって守る活動を充実する

学級や学校という集団生活においては，生徒は学級や学校における様々なきまりを守って生活する必要がある。例えば，学校のきまりには，各学校の実態に応じて生徒指導上必要とされるきまりなどがあり，また，生徒会規約や学年・学級のきまりのように生徒自らが学級や学校におけるよりよい生活のために定めるきまりもある。

学級や学校でのよりよい生活のために生徒自らが自分たちの話し合い活動により適切なきまりをつくりそれを守る活動は、まさしく自発的、自治的な活動であり、自分たちで決定したことについて責任を果たす活動に他ならない。このように集団の意思決定に主体的にかかわり、その決定を尊重するという活動を通して、生徒は集団の一員としての自覚を高め、自主的、実践的な態度を身に付けていく。

このような活動の充実を図ることにより、生徒の規範意識が高まり、社会性が育成されていくのである。

ウ 人間関係を形成する力を養う活動を充実する

今回の学習指導要領の改訂によって、特別活動の目標において「人間関係」を築くことが重視されるとともに、新たに設けられた学級活動の目標については、「望ましい人間関係を形成」することが明確に示されている。

このような目標を達成するためには、人間関係を形成する力を養うための活動を充実することが必要である。生徒同士や異年齢の人たちとよりよい人間関係を形成していくためには、実際の生活の中での諸活動を通して信頼関係を形成しつつ、相互に援助し合う活動を意図的に計画する必要がある。また、人間関係を形成する力を養うためには、学級活動の活動内容の指導において、常に生徒同士の人間関係形成能力の育成に配慮することも重要であり、好ましい人間関係やよりよい集団生活を形成するのに必要な社会的なスキルを学ぶ場を適宜設けることも考えられる。

こうした様々な取組を通して、コミュニケーション能力や人間関係形成能力を高めることは重要であるが、同時に、実際に学級で課題とすべき諸問題を解決しようとする過程において、実践的に人間関係を形成する力が培われるような配慮が必要である。学級においては、様々な活動の中で、人間関係に問題が生じることが少なくなく、その際に人間関係の問題に適切に対処し、関係改善を図ろうとする態度を育成することが重要である。人間関係を形成する力は、学級の中の現実の人間関係を高める中で一層養われていくものである。

(3) 指導内容の重点化と内容間の関連や統合などの工夫

学級活動の内容の取扱いにかかわって、学習指導要領第5章の第3の2の(2)で、次のように示している。

(2)〔学級活動〕については、学校、生徒の実態及び第3章道德の第3の1の(3)に示す道德教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。また、個々の生徒についての理解を深め、生徒との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、生徒指導との関連を図るようにすること。

このことから、学級活動の内容の取扱いに当たっては、主に以下の事項に配慮することが必要である。

ア 各学年において取り上げる指導内容の重点化を図ること

学習指導要領に示す学級活動の内容は、学級や学校の生活の充実と向上にかかわる活動、生徒が当面する諸課題への対応及び健全な生活態度の育成に資する活動などで構成され、(1)から(3)の三つの活動内容について、それぞれ内容項目を示している。

学級活動は、学校における基礎的な生活集団としての学級を基盤に営まれる活動であり、そこでの活動の内容は、中学校としての共通性を当然もつが、その具体的な展開については、生徒の発達の段階はもとより、各学校や各学級の実態等に応じて異なる面もある。したがって、それぞれの実情に応じて指導の重点を明らかにし、それに沿った指導内容や方法を工夫することは、指導する教師にとって大切な配慮事項の一つである。

その際、各学校の当該年度の教育目標や特色ある学校づくりにかかわる具体的な課題、生徒指導上の課題や学級の共同生活上の課題、生徒個々が抱えている問題や悩みなどを十分に踏まえ、題材のねらいの設定やその指導などに役立てることが大切である。

各学校においては、学習指導要領に示す(1)、(2)、(3)の活動内容を、ただ単に均等に取り上げるのではなく、学校や学級の実態に即し、生徒の発達の段階に応じ、かつ特に重要と考えられる問題を、より多くの時間をかけて重点的に取り上げることが学級活動のねらい達成の上からも必要となる。また、学校としての3学年間の見通しの上に、系統的、発展的な指導が可能になるよう配慮することが大切である。

イ 必要に応じて内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができる

中学校の学級活動は、(1)、(2)、(3)の活動内容に整理され、それぞれの活動内容においては、いずれの学年においても取り扱うものとして複数の項目が示さ

れている。

学級活動の内容については、各内容項目ごとの指導に必ず1単位時間を充てなければならぬものではなく、いくつかの内容項目を統合したり、内容の関連を図って指導することも考えられる。いずれの場合にも、学校や生徒の実態を十分に考慮した上で、3学年間の見通しの上に指導計画に盛り込むことが重要である。

生徒の実際の学級や学校の生活において、学習指導要領に示された(1)、(2)、(3)の活動内容は、相互に関連し合っており、指導計画を作成するには、学校、生徒の実態に応じて内容間の関連を図ることが重要である。

具体的には、活動内容(2)の「イ 自己及び他者の個性の理解と尊重」、「ウ 社会の一員としての自覚と責任」、「エ 男女相互の理解と協力」、「オ 望ましい人間関係の確立」などを、活動内容(1)、(3)の内容項目と関連させながら深めていくこと等の工夫が考えられる。また、活動のねらいを十分に検討し、効果が期待される場合は、2つの活動内容を統合させて指導することも考えられる。

さらに、第3章道徳の第3の1の(3)に示された重点を踏まえた上で、学級活動の目標を達成するための効果が期待される場合には、学級活動の活動内容(1)、(2)、(3)に示されていない内容を加えて指導することも可能である。

いずれの場合にも、学校や生徒の実態を十分に考慮した上で、指導計画の作成に取り組むことが重要である。

ウ 個々の生徒についての理解を深め、信頼関係を基礎に指導を行うこと

学級活動のねらいを十分に達成するためには、生徒一人一人がもつ夢や学校生活への期待や希望、また生徒自身が抱えている問題や悩みなどを適時、適切に取り上げて活動の内容に組み込んでいく必要がある。

そのためには、共感的な姿勢に立って個々の生徒について理解を深めるとともに、教師と生徒との信頼関係を基礎に、指導の充実を図ることが大切である。また、学級活動の時間においては、自由かつ率直に意見を述べることができる雰囲気の中で、話し合いなどの活動が積極的に行われ、その過程で生徒一人一人が自己受容や自己理解を深め、共同生活や自分自身の生活にかかわる諸問題を解決していけるよう配慮しながら指導・援助を行うことが大切である。

さらに必要に応じて、学級活動の展開過程で個別に問題解決の仕方を援助したり、あるいは放課後の教育相談を行うなどして、個別の場面との関連を図った指導を行うことができるよう配慮することも必要である。

〔その他の指導上の留意事項〕

学級活動の指導に当たっては、次の事項についても留意することが大切である。

- ア 学級集団のまとまりの度合いや生徒が協力して問題を解決する能力など、学級の実態や生徒の発達の段階等に応じるとともに、生徒が当面している諸課題の内容を十分に検討することによって指導内容の重点化を図るようにすること。
- イ 個性の伸長を図り、自己を生かす能力や態度を養うための指導内容や援助の方法などについての工夫、改善に配慮すること。
- ウ 学級内の人間関係や個人の不安や悩み、生徒の実態等を十分に把握すること。
- エ 学級活動のねらいが達成できるよう、生徒会活動及び学校行事との関連にも留意し、それぞれの活動が、その特質を生かして進められるとともに、相互の内容の充実に結び付くよう内容の適時性や、適切な扱いに留意すること。
- オ 学級に望ましい集団や人間関係を築き上げていく生徒の自主的な活動を助長するため、学級内の生徒ができるだけ役割を分担するとともに、係の活動などが積極的に展開されるように配慮すること。
- カ 1 単位時間の展開の過程については、なるべく生徒の司会によって進行するようにし、取り扱う題材の内容によっては、別に議長を設けるようにするとともに、司会や議長については、なるべくすべての生徒が経験できるように配慮すること。

第 2 節 生徒会活動

1 生徒会活動の目標

生徒会活動の目標は、学習指導要領第 5 章の第 2 の〔生徒会活動〕の 1 「目標」で、次のように示している。

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

生徒会活動は、全校の生徒を会員として組織し、学校における自分たちの生活の充実・発展や学校生活の改善・向上を目指すために、生徒の立場から自発的、自治的に行われる活動である。このような生徒会の集団における望ましい集団活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育成することが生徒会活動の目標である。

生徒会活動においては、このような目標を実現する過程で、生徒の自主性・主体性を育てるとともに、学校集団としての活力を高め、健全で豊かな学校生活が展開できるような集団を育成することが期待される。

生徒会活動で育てたい「望ましい人間関係」とは、豊かで充実した学校生活づくりのために、一人一人の生徒が生徒会組織の一員としての自覚と責任感をもち、共に協力し、信頼し支え合おうとする人間関係である。また、ボランティア活動など教育的価値をもつ社会的活動への参加や協力、他校との交流や地域の人々との幅広い交流など、学校外における活動を通して、他者を尊重し、共によりよい集団生活や社会生活を築こうとする開かれた人間関係である。

生徒会活動で育てたい「自主的、実践的な態度」とは、生徒自ら目標をもち、学校や社会の一員としてよりよい学校生活へ貢献するための役割や責任を果たし、学校生活全体の充実・向上にかかわる問題について、みんなで話し合って協力して解決したり、集団や社会の一員としての自覚に基づき、学校や地域社会の生活の充実・向上に積極的に関わったりしていく自主的、実践的な態度である。

中学校の生徒会活動においては、小学校での児童会活動で身に付けた態度や能力を基礎にし、生徒の自発的、自治的に活動する態度や能力を高めていくようにすることが必要であり、自主的、実践的に活動できる場や機会の計画的な確保も含めた学校の

一貫した指導体制の下に運営される必要がある。

その際、生徒の自主性、自発性をできるだけ尊重し、生徒が自ら活動の計画を立て、生徒がそれぞれの役割を分担し、協力し合って望ましい集団活動を進めるよう、教師が適切に指導・援助することが大切である。

2 生徒会活動の内容

生徒会活動の内容については、学習指導要領第5章の第2の〔生徒会活動〕の2「内容」で、次のように示している。

学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。

- (1) 生徒会の計画や運営
- (2) 異年齢集団による交流
- (3) 生徒の諸活動についての連絡調整
- (4) 学校行事への協力
- (5) ボランティア活動などの社会参加

生徒会活動は、「学校の全生徒をもって組織する生徒会において」と示しているとおり、全校の生徒が協力し合って目標の達成を図り成果を生み出していく活動である。その活動内容としては、生徒会の組織づくりや運営などの活動はもとより、異年齢集団における交流や実践的な活動、学級活動や部活動など生徒の諸活動についての連絡調整に関する活動、学校行事の企画・運営に協力する活動、さらにボランティア活動など学校外活動も含め、生徒の学校生活全体の充実・向上にかかわる多様な活動内容が挙げられる。

これらの活動内容は相互に関連し合っているが、また、学級活動や学校行事などの活動内容とも深く関連している。その点を踏まえ、特別活動の内容相互の関連を図って、充実した生徒会活動を進めていくことが必要である。

(1) 生徒会の計画や運営

この活動内容は、生徒会活動の計画や運営に関しての、通常、学校内で行われる生徒会としてのあらゆる活動を意味する。その活動の内容は、生徒会行事など生徒会の直接的な活動の企画・立案、実施(運営)などの広い範囲にわたるだけでなく、生徒会の規約や組織の改廃、役員を含む各種の委員の選出をはじめ、実践面の中心になる各種の委員会の組織における活動のすべてが含まれると考えられ、それらを通して学校

生活の充実や向上を目指す活動である。

学校生活の充実や改善向上を図るために、生徒会役員会や各種の委員会などを通して、継続的に行われる具体的な活動としては、例えば次のようなことが考えられる。

ア 学校生活における規律とよき校風の確立のための活動

生徒が充実した学校生活を送るためには、学校生活における規律が必要であるとともに、生徒が進んでその規律を守ることが大切である。規律は、とかく拘束的なもののように受け取られやすいが、むしろ豊かな充実した集団生活を営むためにこそ必要である。学校生活を律するきまりには、通常、学校の校則や生徒心得として定めたもの、生徒間の申し合わせによる生活のきまりなどが考えられる。生徒会においては、このようなきまりが広く全校の生徒の間で正しく実践されることにより各学校がよりよい校風を確立し、継承し、発展させていくことが大切である。

イ 環境の保全や美化のための活動

清潔で美しい学校の環境は、生徒が快適な学校生活を営むための基礎的な条件であることはいうまでもない。このような学校の環境の整備は、基本的には学校の管理上の責任に属することであるが、整備された環境であっても、生徒自身がその保全に努め、清潔に保つように努力をしなければその維持は望めない。そこで、例えば、校内の美化運動や緑化運動を盛り上げたり、資源やゴミ問題等への課題意識を深めたりするなど、生徒会活動として積極的に取り組むことが期待される。

ウ 生徒の教養や情操の向上のための活動

生徒会活動を通して、お互いの教養を高めることは、生徒の生活の向上のために大切である。また、情操の陶冶を目指すことについても同様である。生徒会活動におけるこれらの活動の具体例としては、学校新聞や生徒会誌の編集発行、読書会、音楽鑑賞会、各種の文化的な発表会、地域行事等の紹介などが考えられる。このような活動は、生徒会活動の中でも創意工夫の余地の大きいものであり、生徒の自主的で創造的な活動が期待される。

エ 好ましい人間関係を深めるための活動

生徒会活動を通して、生徒相互の心の交流を図り、より好ましい人間関係を深め、全校の生徒の間に所属感や連帯感を高めていくことは、学校生活を充実していくうえで大切なことである。例えば、新入生を迎える会や卒業生を送る会、校内球技大会、各種のレクリエーションなどの行事にかかわる活動などが広く考えられる。

オ 身近な問題の解決を図るための活動

学校生活における身近な問題を取り上げ、生徒全員の問題として、その解決を図ることは生徒会の大切な活動である。例えば、生徒会新聞で学校生活上の問題点について広く意見を求めたり、集団生活におけるルールやマナーについて訴えたりすることも考えられる。こうした問題については、教師の共通理解と適切な指導が大切なことはいうまでもない。

なお、いじめや暴力などの問題を生徒会として取り上げ、生徒集会などで話し合っていくことは、生徒自ら自己の生き方を見つめ、正義感や倫理観を身に付けるうえで重要である。学校としては、このような生徒の主体的な活動を大切にしながら、学校と家庭や地域との連携・協力を積極的に進め、その問題の解決に全力で当たる必要がある。

(2) 異年齢集団による交流

生徒会活動を通して、学級や学年を超えた生徒相互の心の交流を図り、より好ましい人間関係を深め、全校の生徒の間に所属感や連帯感を高めていくことは、学校生活を充実していくうえで大切なことである。

生徒会活動は、各種の委員会活動など異年齢集団による実践的な活動を特質としているが、また同時に、異年齢集団による交流を活性化する役割を担っている。そうした活動として、例えば、新入生を迎える会や卒業生を送る会、校内球技大会、各種のレクリエーションなどの行事にかかわる活動などが広く考えられる。異年齢集団による交流活動は、上級生としての自覚や責任、下級生としての役割などについて考えながら、生徒同士の密接なかわりを通し、人間関係について気付いたり学んだりすることが多く、その教育効果も極めて大きい。

さらに、社会の一員としての自覚を深めるために、異年齢集団による交流活動を、学校内だけでなく学校外まで広げていくことも大切である。例えば、小学生や、幼稚園や保育所に通う幼児との交流活動や地域の高齢者等との交流などが考えられるが、これは、活動内容(5)の「ボランティア活動などの社会参加」とも関連させて幅広く取り組むこともできる。

その際、特に学校外での異年齢集団による交流は、その活動も広がりをもつので、事前及び事後の指導を適切に行い、活動のねらいはもとより、相手に対する様々な心遣いや配慮を意識させることが大切である。相手を意識し、尊重する活動は、自分を知り人に学ぶ有効な機会であり、社会へ踏み出すための重要な一歩といえる。

これらの活動は、生徒会活動の年間活動計画に位置付け、学校の特色として全校生徒が参加する取組にしたり、各種の委員会が主体的に取り組む活動にしたりすることも可能である。このような活動は、生徒一人一人に、生徒会の一員としての自覚と生徒会活動への関心・意欲を高めるとともに、地域に根ざした生徒会活動をつくり出す

貴重な機会ともなる。

(3) 生徒の諸活動についての連絡調整

生徒会活動は、それ自身一つの独立した生徒の活動であるとともに、学校内の様々な他の生徒の活動についての連絡調整に関する機能をもっている。これは、他の生徒の活動に見られない生徒会活動の特質の一つである。

生徒会は、全生徒を会員とする組織であるから、学校における生徒の生活の全体にわたっての充実や改善・向上に努め、学校内の様々な生徒の活動についての連絡調整に関する機能を発揮する必要がある。また、こうした生徒会活動の連絡調整機能が十分に発揮されることを通して、学級活動をはじめとする様々な生徒の活動がより一層活性化されていくことが期待されている。このため、生徒会の活動の内容の一つに挙げているのである。

生徒会の行う「連絡調整」の機能としては、具体的には、生徒会の行事とのかかわりにおける各学級との連絡調整、放課後等に行われる生徒の自発的、自治的な活動としての部活動などの年間を通じた活動の計画の調整、利用する施設設備、活動の時間などの調整などが考えられる。これらの活動は、学校生活の充実・向上を導く生徒の諸活動を円滑に進めることに役立ち、ひいては、生徒会の一員としての自覚を促し、生徒会活動に対する生徒の関心・意欲を高めることに役立つのである。

(4) 学校行事への協力

学校行事は、その名称が示しているように、学校が計画し、実施するものであるが、それらを効果的なものにするためには、生徒がそれぞれの行事の趣旨をよく理解し、これに協力することが大切である。

特に、学校行事は、全校又は学年を単位として実施されることが多いので、全校の生徒を会員として組織している生徒会として、それぞれの行事の内容に応じて、計画や実施に積極的に協力し、参加することが大切である。例えば、生徒会でも実行委員会などを組織し話し合ったり、各種の委員会等の活動の中に学校行事への協力を位置付けたりすることで、生徒一人一人が学校行事に参加し協力する意識が高まると考えられる。また、こうした関連を図ることによって、生徒相互の連帯感も深まり、活動の幅も広がり、生徒会活動の充実にも結び付くのである。したがって、学校行事を行うに当たっては、教師の適切な指導によって、生徒会の立場から自主的、積極的な協

力ができるように配慮することが大切である。

このように生徒会活動は、学校行事と関連が深いので、生徒会の組織としてそれぞれの行事の特質に応じて積極的に参加・協力させることによって、その行事を充実させるとともに、愛校心や学校への所属感を深め、よりよい校風の確立と学校の伝統の継承、発展などを図ることに役立つものとなる。

(5) ボランティア活動などの社会参加

生徒会活動としては、学校内で行われる生徒会としての活動のほかに、地域のボランティア活動への参加、他校との交流、地域の人々との交流など、生徒の学校生活全体の充実・向上に結び付くような学校外の活動も、その活動内容として挙げられる。もちろん、生徒会活動としては、学校内の活動がまず挙げられるが、中学生の発達の段階からみて、生徒の関心が広く学校外の事象に向けられるようになることは望ましいことである。

特に、ボランティア活動や地域の人々との幅広い交流など社会貢献や社会参加に関する活動は、生徒が社会の一員であるということの自覚と役割意識を深め、人間尊重の精神に立って社会の中で共に生きる豊かな人間性を培うとともに、自分を見つめなおし自己実現に向かって人生を切り拓く力をはぐくむ上で大切な活動である。

具体的には、生徒会の呼びかけなどによるボランティア活動、例えば、地域の福祉施設や社会教育施設等での様々なボランティア活動、また、有意義な社会的活動への参加・協力（地域の文化・スポーツ行事、防災や交通安全など）、さらに、学校間の交流、幼児や高齢者との交流、障害のある人々などとの交流及び共同学習など、地域や学校、生徒の実態に応じて多様な活動が考えられる。こうした学校外の活動については、その教育的ねらいを十分に吟味し、学校の教職員全体の共通理解と適切な指導の下に、家庭や地域との連携・協力を十分に図りながら、生徒の自主的、自発的な活動が助長されることが必要である。また、その際、学級活動や学校行事として行うボランティア活動と関連を図ることも、こうした活動の充実にとって重要である。

3 生徒会活動の指導計画

各活動・学校行事の年間指導計画の作成については、学習指導要領第5章第3の1の(1)で、次のように示している。

(1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科、道徳及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。

以上のことから、生徒会活動の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮する必要がある。

(1) 学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする

ア 学校の創意工夫を生かすこと

生徒会活動の活動内容は多様であり、その実践により生徒の学校生活全般を活性化し、豊かにするとともに、学校外における様々な活動を通して学校と地域を結び付ける役割も果たしている。それだけに、学校の創意工夫を生かし、地域の特色や生徒の実態に応じた指導計画を作成することが必要であり、それによって特色ある生徒会活動が展開され、学校生活が一層、充実・向上することになる。

また、生徒が充実した学校生活を経験するためにも、自分たちの学校に愛着をもち、その学校への所属感を深めることは大切であり、生徒会活動では、それぞれの学校の特色を生かした、よりよい校風を確立し、継承し、発展させていくことが重要である。

イ 学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮すること

学校の規模をはじめ、教職員の組織や校務分掌、施設・設備などの諸条件や地域社会の実態などを考慮する。また、一部の生徒の活動にとどまることなく、一人一人の生徒に生徒会組織の一員としての自覚をもたせるような指導計画を作成する必要がある。また、小学校の児童会活動で身に付けた態度や能力を生かすことができるよう、生徒の自治的な活動に関する知識や経験の程度、社会性や公共性にかかわる資質や能力・態度なども十分に把握して実情に即した指導計画を工夫することが大切である。

また、生徒の発達的な特徴をとらえ、生徒の興味・関心、能力・適性に関する十分な生徒理解に基づいて、各学校における重点目標、指導の内容、活動の方針

などを明確にし，それに応じた指導計画を作成するようにすることが必要である。

小学校の児童会活動と中学校の生徒会活動の内容(学習指導要領)

小学校	中学校
<p>学校の全児童をもって組織する児童会において，学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。</p> <p>(1) 児童会の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 学校行事への協力</p>	<p>学校の全生徒をもって組織する生徒会において，学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。</p> <p>(1) 生徒会の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 生徒の諸活動についての連絡調整 (4) 学校行事への協力 (5) ボランティア活動などの社会参加</p>

ウ 生徒による自主的，実践的な活動が助長されるようにすること

生徒会活動においては，諸活動の特質に応じて，できるだけ生徒自らが活動計画を立てるように援助することが大切である。中学生という発達の段階から見れば，教師から与えられた計画に従うだけでは活動意欲が高揚しない。そこで，生徒会活動の各内容の特質に応じて，生徒による自主的，実践的な活動が助長されるよう指導することが必要である。しかし，生徒が始めから自主的，実践的に生徒会活動に取り組めるわけではない。小学校の児童会活動の成果を生かしたり，上級生のリーダーシップを生かしたりしながら，担当教師の適切な指導の下で，活動計画を立てさせることが大切である。

とりわけ，今回の改訂において，「異年齢集団による交流」が，内容に加えられたことから，学年を超えて担当教師が十分に連携を図って指導計画を作成することが必要である。

さらに，生徒会活動の全体を通して，教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係を深めるようにし，生徒が自主的に判断，行動し積極的に自己を生かしていくことができるように配慮することが大切である。特に，生徒会活動が行われる諸集団において生徒一人一人が何らかの役割を持ち，自己の責任や判断に基づいて仕事を遂行し，充実感や存在感を味わうための援助ができるような指導計画を作成する必要がある。

(2) 各教科，道徳及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図る

各教科，道徳，総合的な学習の時間，特別活動の学習活動は，それぞれ独自の教育的意義をもちながらも，相互に関連し合って，全体として学校の教育目標の達成を目

指すものである。特別活動と各教科，道徳，総合的な学習の時間等との関連については，本解説の第2章の第2節の4において述べているが，生徒会活動の指導計画の作成に当たっては，各教科や道徳などの学習の成果を生かしていくことが大切である。例えば，風紀委員会やボランティア委員会，新聞委員会など各種委員会の活動方針や計画の作成等に当たって，道徳の時間や各教科，総合的な学習の時間との関連も図り，活動のねらいを明確にしたり，活動する内容に広がりをもたせたりすることが大切である。

(3) 家庭や地域の人々との連携，社会教育施設等の活用などを工夫する

生徒会活動は，校内の活動はもとより，校外にも目を向けて，自主的，実践的に活動することに教育的意義がある。そこで，必要に応じて，校内の活動のみでなく，他校との相互交流を図ったり，地域社会との連携を深めたりするなど，校外での活動への広がりを図るようすることが重要である。

そのためには，各学校が，家庭や地域との連携を深め，その教育力の活用を図ったり，地域の自然や文化・伝統を生かしたり，社会教育施設等を活用した教育活動を展開していくことが必要である。

(4) 生徒指導の機能を生かす

指導計画の作成にかかわって，学習指導要領第5章の第3の1の(2)で，次のように示している。

(2) 生徒指導の機能を十分に生かすとともに，教育相談（進路相談を含む。）についても，生徒の家庭との連絡を密にし，適切に実施できるようにすること。

生徒会活動においては，教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係を深めるようにし，生徒が自主的に判断，行動し積極的に自己を生かしていくことができるように配慮することが大切である。特に生徒会活動が行われる諸集団において生徒一人一人が何らかの役割をもち，自己の責任や判断に基づいて仕事を遂行し，充実感や存在感を味わうための援助ができるような指導計画を作成する必要がある。

また，生徒会活動においては，様々な組織や集団に分かれて活動することが多いが，学級や年齢が互いに異なる成員による活動であり，生徒は様々な悩みや問題をかかえることも少なくない。したがって，担当教師と学級担任教師が連携して教育相談を行えるように配慮して計画を作成することが大切である。

(5) 年間指導計画の作成

生徒会活動の指導は、各種の教育活動や生徒の学校生活の流れなどとの関連を図りながら学校全体として計画的に展開されていく必要があるので、指導計画においては学校の教育活動全体の流れを明確にし、生徒自らが活動計画を作成できるよう配慮することが必要である。

そのため、指導計画の作成に当たっては、各組織別の指導の方針を明確にするとともに、生徒が作成する各組織ごとの活動計画を十分に配慮に入れて、全教職員の共通理解と協力を基盤に指導計画を作成することが大切である。また、生徒の発達的な特徴をとらえ、生徒の希望や関心を知り、それに応じた指導計画を作成するとともに、必要に応じて、校内の活動のみでなく、他校との相互交流を図ったり、地域社会との連携を深めたりするなど、校外での活動への広がりを図る指導計画の作成にも留意することが望まれる。

生徒会活動の年間指導計画に示す内容としては、次のものが考えられる。

- ・学校における生徒会活動の目標
- ・生徒会の組織と構成
- ・活動時間の設定
- ・年間に予想される主な活動
- ・活動場所
- ・活動に必要な備品、消耗品
- ・指導上の留意点
- ・生徒会役員会、各委員会を指導する教職員の指導体制
- ・評価 など

(6) 生徒会の組織

生徒会の組織は各学校の実情に即して作られるので、その名称や内容については学校により違いがあるが、一般的には、「生徒総会」及び「生徒評議会(中央委員会など)」、「生徒会役員会(生徒会執行部など)」、「各種の委員会(常設の委員会や特別に組織される実行委員会など)」などの組織から成り立っている場合が多い。これらの組織の役割は、おおむね次のようになっている。

「生徒総会」は、全校の生徒による生徒会の最高審議機関であり、年間の活動計画の決定、年間の活動の結果の報告や承認、生徒会規約の改正など、全生徒の参加の下に、生徒会としての基本的な事項についての審議を行う。「生徒評議会」は、生徒総会に次ぐ審議機関として、生徒会に提出する議案などの審議、学級や各種の委員会から出される諸問題の解決、学級活動や部活動などに関する連絡調整など、生徒会活動に関する種々の計画やその実施の審議に当たる。

「生徒会役員会」は、年間の活動の企画と計画の作成、審議を必要とする議題の提出、各種の委員会の招集など、生徒会全体の運営や執行に当たる。また、学校の生徒を代表する組織として、様々な取組の推進的な役割を担ったり、学校の良さや特徴などの情報を学校外に発信するなどの役割を担ったりする。

「各種の委員会」は、例えば、生活規律に関する委員会、健康・安全や学校給食に関する委員会、ボランティアに関する委員会、環境美化に関する委員会、さらに合唱祭や文化祭、体育祭などの実行委員会など、学校の実情や伝統によって種々設けられ、生徒会活動における実践活動の推進の役割を担っている。

このように生徒会の組織は、学校の全生徒にかかわる広がりを持ち、その運営は学級活動や他の生徒の諸活動とも深く関連するなど多面的である。生徒会活動の教育効果を高めるためには、生徒がそれぞれの役割を分担し、活動の計画を立てて自主的に実践する場や機会が豊富であることが重要である。特に、中学校においては、小学校での児童会活動などの経験を基礎にし、生徒の自発的、自治的に活動する態度や能力を高めていくことが求められる。そこで、生徒の自主性、自発性をできるだけ尊重し、生徒が自ら活動の計画を立て、協力し合って望ましい集団活動を進めるよう指導・援助することが大切である。しかし、生徒の発達の段階からいってもその計画や運営は決して容易なことではない。また、生徒会活動は、その活動内容・範囲が極めて広いので、生徒会活動を活性化し、その教育的価値を高めていくためには、教師の適切な指導・援助と、活動に必要な場や機会の計画的な確保も含めた学校の一貫した指導体制の下に運営される必要がある。

(7) 生徒会活動に充てる授業時数

生徒会活動の授業時数等の取扱いについては、学習指導要領第1章の第3の2で、次のように示している。

第3 授業時数等の取扱い

2 特別活動の授業のうち、生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

生徒会活動については、生徒の自主性、社会性の伸長に深く結びつく活動であり、教師の適切な指導の下に、生徒の異年齢集団による自発的、自治的な活動を一層活発に行えるようにするため、学級活動との関連も図りつつ、活動に必要な場や機会を年間を通じて計画的に確保するよう留意すべきである。

そのためには、各委員会ごとに話合いの時間を、定期的に放課後や昼休み等に設定し、生徒会活動の活性化を図る取組が重要である。また、活動計画を全校生徒に周知していく機会を設けていくことも大切である。学校全体、あるいは学年などを単位とした適切な指導計画と授業時数を充てることが大切であり、学校の創意工夫が望まれる。

4 生徒会活動の内容の取扱い

生徒会活動における内容の取扱いについては、学習指導要領第5章の第3の2の(1)で、次のように示している。

(1)〔学級活動〕及び〔生徒会活動〕の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにするとともに、内容相互の関連を図るよう工夫すること。また、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。

このことから、生徒会活動の指導に際しては、次の事項に留意することが必要である。

(1) 指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにする

生徒会活動は、生徒自らが自発的、自治的に集団活動を進めていくという特質を持っている。そこでは、全生徒がそれぞれの役割と責任を分担し、活動の計画を立て、主体的に活動を展開していくことによって、特性等を伸ばし、自主的、実践的な態度を高めていくとともに、豊かな人間性、社会性を養っていくことに大きな意義がある。

そのため、ここでの、「適切な指導」とは、生徒の自発的、自治的な活動を助長する指導である。生徒会の役割や意義を生徒に十分理解させるよう指導するとともに、生徒を中心に置き、必要な情報や資料を十分に提供し、生徒の自主的な活動を側面から援助することが大切であり、受容的な態度で、根気よく継続して指導を続けることが必要である。また、活動の過程にあって起こってくる様々な問題や困難への対応についても、適切な指導・援助を与えるようにすることが必要である。

また一方、この自発的、自治的な活動は特別活動の目標の達成のために必要な学習

活動の形態の一つであり，その活動には，一定の制限や範囲があることについても生徒に理解させ，必要な場合には的確な助言や指示を行うなど適切に指導をしていくことが大切である。このような指導が効果的に行われていくためには，日頃から教師と生徒との触れ合いを深め，信頼関係を築いていくことが大切である。

(2) 内容相互の関連を図るようにする

自発的，自治的な活動が積極的に展開されるためには，まず第一に，活動に必要な場や機会を年間を通じて計画的に確保できるよう各学校が工夫することが大切である。例えば，「生徒総会」や「生徒会役員選挙」，「新入生を迎える会」や「卒業生を送る会」などの生徒会の行事は，その準備の時間も含め，学級活動や学校行事などとの関連も図って，学校の年間計画の中に位置付けることも必要だろう。また，「生徒評議会（中央委員会など）」や「各種の委員会」の活動については，学級活動との関連を図り，特定の曜日などを決めて開催したり，その活動内容を発表する機会をもつようにしたりするなどの工夫が一層考えられる。さらに，学校生活の充実や改善・向上を図るための活動としての生徒集会やボランティア活動などについても，学校の創意を生かし内容相互の関連を図るような工夫が大切である。

(3) よりよい生活を築くための諸活動の充実

生徒会活動においては，学校生活における課題を解決したり，学校生活をよりよくしたりするための，生徒の自発的，自治的な諸活動を充実させる必要がある。そのためには，生徒会を構成する各組織が，校内の生活規律の充実や美化活動，あいさつ運動や遅刻防止運動など，具体的な目標を立て，よりよい学校生活づくりに参画するような取組を推進することが必要である。

ア 集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動を充実する

集団における諸活動を充実させるためには，民主的な手続きとしての話し合い活動により，集団の成員の総意の下，取り組むことが大切である。集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動の充実は，生徒会活動に生徒が自発的，自治的に取り組んだという自信と意欲につながることから，話し合いの意義や内容，方法，手順などを集団の成員が共通理解できるように，教師が適切に指導することが大

切である。

集団としての意見をまとめるためには、集団の成員に方針を周知するとともに、集団全体の意見を吸い上げなければならない。そうした話し合い活動を進めていくためには、小学校での学級活動や児童会活動における話し合い活動の経験を生かすとともに、担当の教員の指導の下、生徒会役員や各種の委員会の委員長等がリーダーシップを十分発揮して、話し合いの準備を進める必要がある。そのため、生徒会のリーダー研修会や会議運営の講習会等を計画的に実施していくことも考えられる。

また、生徒総会や行事等の実行委員会、各種の委員会での話し合い活動を充実させるためには、各学級における話し合い活動が重要な役割を担うことになる。そのためにも、生徒会活動と学級活動とを十分に関連させながら指導することが大切である。

イ 自分たちできまりをつくって守る活動を充実する

中学生ともなれば、規範意識の社会的意義を十分に理解し、主体的に集団のルールをつくり、守ることが求められてくる。学校生活上の問題を解決するために、学校生活を充実・改善するために、また自主的な学校生活の充実と向上のために、きまりをつくることが大切である。自分たちが、学校や学年のきまりをつくって守る活動を行うことで、自発的、自治的に活動に取り組む態度が育ち、次の活動への自信と意欲にもつながる。そこで、学校生活における課題を解決するための活動や、学校生活を充実・向上させるための実践的な活動などを、教師の適切な指導の下で、生徒会役員会や各種の委員会及び学級などが連携し合って創意工夫していくようにすることが大切である。

具体的には、学校生活の規律を守るためのきまり、校内の美化を保持するためのきまりなどをつくって守る活動が考えられるが、これらの活動は、各種の委員会や学年などの限られた集団だけで取り組むのではなく、生徒会全体として生徒一人一人ができることは何かを考えていくことが大切で、それが生徒の役割の自覚と責任の遂行につながる。ここでも教師の働きかけが重要で、担当の教師同士が連携し、生徒が自主的、自発的に活動していると実感できる指導・援助が必要である。

ウ 人間関係を形成する力を養う活動を充実する

生徒会活動は、学級や学年の枠を超えて、異年齢の人とかかわるという特質をもっている。具体的には、生徒総会や各種の委員会など、他の学年の人とかかわる活動、ボランティア活動など、学校外の人とかかわる活動が考えられる。今回の改訂では、特別活動の目標に「人間関係」が示されたように、生徒一人一人に望ましい人間関係を形成する力が求められ、生徒会活動においても学校内外にお

ける異年齢集団活動を積極的に行うことが期待される。こうした活動を生徒が自発的、自治的に行うことを通して、学校生活をより豊かな充実したものにするとともに、生徒一人一人が人間関係の構築や自主性、自発性の伸長を図り、自主的、実践的な態度を高め、豊かな人間形成を図っていくことが望まれる。

そこで、生徒会の活動においても、人とのかかわりや人の生き方を学ぶなど、人間関係を形成する力を養う活動を意識して指導することが大切である。そのためには、リーダー研修会や各種委員会で社会的なスキルの向上にかかわる研修、そのための広報活動の充実などの工夫も考えられる。

〔その他の指導上の留意事項〕

生徒会活動の指導に当たっては、次の事項についても留意することが大切である。

ア 教師の適切な指導の下に、生徒が主体的に考え、判断し、自主的に実践し、さらに活動の結果についても自ら評価し、生徒会活動全体の充実や改善・向上を図ることができるようにすること。このため、生徒会の各組織が活動計画を作成する際には、各学級などの意見を十分に取り入れるようにすること。

イ 生徒会の組織は、学校や生徒の実態に即して適切に定め、個々の生徒のもつ考えや意見を十分に反映し、学校生活における規律と、望ましい校風を築く活動となるようにすること。

ウ 生徒会活動においては、一部の生徒の活動にとどまることなく、一人一人の生徒に生徒会組織の一員としての自覚をもたせ、小学校での児童会活動で身に付けた態度や能力を基礎にし、生徒の自発的、自治的に活動する態度や能力を高めていくようにすること。また、活動内容・範囲が広いので、自主的、実践的に活動できる場や機会の計画的な確保も含めた学校の一貫した指導体制の下に運営すること。

エ 活動の計画や内容は、生徒会の会報や生徒会だよりの発行、校内放送や掲示板の活用などの広報活動を通して、常に全校生徒に周知するとともに、新入生に対して、生徒会活動への理解を深める機会を設けるなど、生徒会活動についての関心や意識を高めるように工夫すること。

オ 全校又は学年の集会活動を計画する際には、各学級の意見や希望を尊重する。さらに、生徒それぞれの役割を分担するとともに、参加する生徒に集会のねらいを明確に示し、協力し合って望ましい集団活動が進められるようにすること。

カ 生徒会役員会や各種の委員会等における活動目標の設定や活動計画の作成、実施方法の決定などが、生徒の自発的、自治的な活動として適正に行われるよう適切な指導・援助を行うこと。

- キ 生徒会活動のねらいが達成できるよう，生徒会活動と，学級活動及び学校行事等との関連を十分に図るようにつること。
- ク 教職員の協力体制を確立するとともに，活動内容に応じて，積極的に家庭や地域との交流が進められるよう適切に指導すること。また，学校外の活動では，生徒の安全配慮に十分留意すること。

第 3 節 学校行事

1 学校行事の目標

学校行事の目標については、学習指導要領第 5 章の第 2 の〔学校行事〕の 1「目標」で、次のように示している。

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

学校行事は、全校又は学年という大きな集団を単位として、日常の学習や経験を総合的に発揮し、その発展を図る体験的な活動である。このような大きな集団を単位とした望ましい集団活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育成することが学校行事の目標である。

学校行事においては、このような目標を実現する過程で、自らを律しつつ自分に自信をもって学校生活を送れるようにし、規律、協同、責任、思いやりなどの社会性や集団行動における望ましい態度を育てるとともに、学校集団としての活力を高め、生徒の学校生活に張りをもたせ楽しく豊かなものにすることができる。さらには、学校の文化や伝統及びよりよい校風をつくり、愛校心を高めることにもつながる。

学校行事で育てたい「望ましい人間関係」とは、全校又は学年という大きな集団において、学校生活を豊かな実りあるものにするために、生徒が学級や学年を超えた様々な生徒と主体的にかかわる中で、喜びや苦労を分かち合いながら、共通の目標を達成しようとするなど、共に協力し、信頼し支え合おうとする人間関係である。また、地域の様々な人々との幅広い交流、職場体験活動やボランティア活動などの社会体験などを通して、他者を尊重し、共によりよい集団生活や社会生活を築いていこうとする開かれた人間関係である。

学校行事で育てたい「自主的、実践的な態度」とは、教師の意図的、計画的な指導の下に、生徒自らが目標をもち、学校や社会の一員としての役割や責任を果たし、集団行動における望ましい態度など、人間としての生き方についての自覚を深めるとともに、自己を生かし、協力してよりよい学校生活を築き、発展させようとする自主的、実践的な態度である。

学校行事は、学校が計画し実施するものであるとともに、各種類の行事に生徒が積

極的に参加し協力することによって充実する教育活動である。したがって、行事の特質や、生徒の実態に応じて、生徒の自主的な活動を助長することが大切である。その際、放任になることがないように、また、発達の段階からいって生徒が活動のために必要な基礎的な知識や技能を十分身に付けていない場合もあり、教師の適切な指導・助言が必要である。

2 学校行事の内容

学校行事については、学習指導要領第5章の第2の〔学校行事〕の2「内容」で、次のように、その特質と5種類の行事を示している。

全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

- (1) 儀式的行事
- (2) 文化的行事
- (3) 健康安全・体育的行事
- (4) 旅行・集団宿泊的行事
- (5) 勤労生産・奉仕的行事

学校行事は、全校又は学年という大きな集団の中で、生徒の積極的な参加による体験的な活動を行うことによって、学校生活に秩序と変化を与え、全校及び学年集団への所属感や連帯感を深め、日常の学習の総合的な発展を図るとともに、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うものである。

この「体験的な活動」、あるいは「学校生活に秩序と変化を与え」は、他の教育活動では容易に得られない教育的価値を実現する場としての学校行事の特質を述べたものである。これは、ともすると単調になりがちな学校生活に望ましい秩序と変化を与える学校行事を、年間を通して計画的に実施することによって、生徒の学校生活にリズムを与え、折り目を付け、より生き生きとした生活を実現するのである。さらに、このような学校行事の体験を積み重ねることによって、「集団への所属感や連帯感を深め」、「公共の精神を養い」、「学校生活の充実と発展に資する」ことを期待しているのである。

この「集団への所属感や連帯感」、「公共の精神」さらに「学校生活の充実と発展」は、学校行事だけで達成できるものではない。学校行事も他の教育活動と相まって中学校教育の目標の達成を目指すものである。したがって、学校行事が他の教育活

動における学習なり経験なりを総合的に取り入れ，その発展を図り，効果的に展開されるようにする必要がある。また，日常の各教科等の学習を充実したものにすることによって学校行事も成果をあげ，学校教育全体の調和を図り真に学校生活を豊かな実りあるものにするのである。

こうした特質をもつ学校行事として，学習指導要領は5種類の行事を示している。それぞれの種類の行事のねらいや実施上の留意点は次のとおりであるが，生徒の入学から卒業までを見通した学校としての全体的な計画の下に実施することが必要である。

(1) 儀式的行事

ア 儀式的行事のねらいと内容

儀式的行事については，学習指導要領第5章の第2で，次のように示している。

学校生活に有意義な変化や折り目を付け，厳粛で清新な気分を味わい，新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。

儀式的行事のねらいは，次のように考えられる。

生徒の学校生活に一つの転機を与え，生徒が相互に祝い合い励まし合って喜びを共にし，決意も新たに新しい生活への希望や意欲をもてるような動機付けを行い，学校，社会，国家などへの所属感を深めるとともに，厳かな機会を通して集団の場における規律，気品のある態度を育て，公共の精神を養う。

儀式的行事は，一般的に全校の生徒及び教職員が一堂に会して行う教育活動であり，その内容には，入学式，卒業式，始業式，終業式，修了式，立志式，開校記念に関する儀式，新任式，離任式などが考えられる。

イ 実施上の留意点

(ア) 儀式的行事は学校の教育目標との関連を図り，実施する個々の行事のねらいを明確にし，これを生徒に十分に理解させるとともに，できる限り生徒にいろいろな役割を分担させ，使命感や責任感の重要性についての自覚を深める機会とする。

(イ) 儀式的行事の教育効果は，生徒の参加意欲とその儀式から受ける感銘の度合いによって大きく左右される。したがって，いたずらに形式に流れたり，厳粛

な雰囲気^{かん}を損なったりすることなく，各行事のねらいを明確にし，絶えず行事の内容に工夫を加えることが望ましい。

(ウ) 儀式の種類によっては，単に学校や地域社会の一員としての連帯感の育成にとどまらず，国民としての自覚を高めるとともに，広く国際理解や人類愛の精神の涵養^{かん}に役立つ機会とする。

(I) 入学式や卒業式などにおいては，国旗を掲揚し，国歌を斉唱することが必要である。その取扱いについては，本解説の第4章第3節「入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の取扱い」を参照されたい。

(2) 文化的行事

ア 文化的行事のねらいと内容

文化的行事については，学習指導要領第5章の第2で，次のように示している。

平素の学習活動の成果を発表し，その向上の意欲を一層高めたり，文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。

文化的行事のねらいは，次のように考えられる。

生徒が学校生活を楽しく豊かなものにするため，互いに努力を認めながら協力して，美しいもの，よりよいものを作り出し，互いに発表し合うことで，自他のよさを見つけ合う喜びを感じるとともに，自己の成長を振り返り，自己を一層伸長させようとする向上の意欲を高めるようにする。また，美しいものや優れたもの，芸術的なもの，地域や我が国の伝統文化に触れることによって，豊かな情操を養うとともに，生涯にわたり，文化や芸術に親しんでいく態度や能力を育てる。

文化的行事には，生徒が各教科などにおける日ごろの学習や活動の成果を総合的に発展させ，発表し合い，互いに鑑賞する行事と，外部の文化的な作品や催し物を鑑賞するなどの行事とがある。前者には，文化祭（学芸会），学習発表会，音楽会（合唱祭），作品発表会（展覧会）などがあり，後者には，音楽鑑賞会，映画や演劇の鑑賞会，伝統芸能等の鑑賞会や講演会などが考えられる。

イ 実施上の留意点

(ア) 日ごろの学習活動の成果の発表を通して，各教科などで習得した知識や技能を更に深めさせるとともに，発表する能力を育てたり，他者の発表等を見たり聞いたりする際の望ましい態度を養うこと。

(イ) 様々な文化的な活動を通して個性を伸ばし，自主性，創造性を高めるととも

に、目的に向かい協力してやり遂げることにより成就感や連帯感を味わい、責任感と協力の態度を養うこと。また、異学年相互の交流を図りながら、学校独自の文化と伝統を継承し、特色ある学校づくりを推進するとともに、生徒の学習活動の成果を学校の内外で発表することにより、家庭や地域の人々との交流を深め、学校への理解と協力を促進する機会とすること。

(ウ) 本物の文化や芸術に直接触れる体験を通して、情操を高め、豊かな教養の育成に資するとともに、生涯にわたり、文化や芸術に親しんだり、集団や社会の一員として伝統文化の継承に寄与しようとしたりする態度をはぐくむこと。

(エ) 生徒の発達の段階や実態に配慮し、生徒の希望や意見を生かし、この行事の一部については、生徒が自ら活動の計画を立て、意欲的に活動できるように援助することが大切である。

(オ) 文化的行事の中には、事前の準備や事後の片付けにある程度の時間を必要とするものもあるが、生徒に過重な負担のかかることのないように配慮するとともに、秩序ある活動を進め、調和のとれた指導計画を作成する必要がある。

(3) 健康安全・体育的行事

ア 健康安全・体育的行事のねらいと内容

健康安全・体育的行事については、学習指導要領第5章の第2で、次のように示している。

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

健康安全・体育的行事のねらいは、次のように考えられる。

健康を保持増進するためには、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活をするのが重要であることを自覚し、生徒が自己の発育、発達や健康の状態などを知り、それらの結果に基づいて、実際の生活の中で自主的、自律的に健康で安全な生活を送る意欲や態度を育成する。同時に、自他の生命の尊重を自覚し、心身の健康や安全を確保するための適正な判断や対処をする能力を培う。

また、体力・気力の充実など、心身の健全な発達に資するとともに、スポーツ

や運動に親しむ資質や能力を育て、生涯にわたって実践する習慣を身に付ける契機とするとともに、競争や協同の経験を通して、公正に行動し、進んで規則を守り、互いに協力して責任を果たすことなど、社会生活に必要な態度を養う。

健康安全・体育的行事としては、健康診断、薬物乱用防止指導、防犯指導、交通安全指導、避難訓練や防災訓練、健康・安全や学校給食に関する意識や実践意欲を高める行事、運動会（体育祭）、競技会、球技会などが考えられる。

これらの行事の中には、学校保健安全法や消防法の規定に従って実施されるものもあるが、いずれも学校教育の内容として取り上げる以上、それぞれのねらいを明らかにし、教育的な価値を十分に生かすように配慮することが大切である。

また、このような健康安全・体育的行事を行うに当たっては、総則の第1の3の趣旨が十分に生かされるように、特に配慮することが必要である。

イ 実施上の留意点

(ア) 健康・安全に関する行事において、例えば、健康診断を実施する場合には、健康診断や健康な生活のもつ意義、人間の生命の尊さ、異性の尊重、健康と環境との関連などについて、学級活動、生徒会活動及び各教科、道徳などの内容との密接な関連を図り、健康・安全に関する指導の一環としてその充実を期すること。

その際、参加の心構えなどについて理解させ、関心をもたせるようにするとともに、事後においては、例えば、体に疾病などが発見された生徒の措置、事故や災害から自他の安全を守ることの意義などの指導について十分配慮すること。

(イ) 安全に関する行事については、自転車運転時などの交通規則を理解させ、事故防止に対する知識や態度を体得させるとともに、災害や犯罪などの非常事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身に付けること。また、喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為の有害性や違法性、防犯や情報への適切な対処や行動について理解させ、正しく判断し行動できる態度を身に付けること。

(ウ) 体育に関する行事においては、生徒の活動の意欲を高めるように工夫するとともに、全体として調和のとれたものとし、特に生徒の負担の度合いなどに慎重に配慮することが大切である。また、学校全体として、健康や安全についての指導の徹底を期すること、特に事故の発生の際に備えて、その防止、万一の

場合の準備や緊急時の対策などについても，あらかじめ十分に配慮しておく必要がある。

(I) 体育に関する行事を実施する場合には，運動に親しみつつ体力を向上させるというねらいが十分に達せられるようにするとともに，教育的な価値を發揮するように努める必要がある。また，日ごろの学習の成果を学校内外に公開し，発表することによって，学校に対する家庭や地域社会の理解と協力を促進する機会とすること。

なお，この行事には，家庭や地域との結び付きの強いもの，他校や他機関との関連において実施するものなどがある。これらの機会を通して，相互の理解や連携を促進することはもとより，積極的に改善を図るなど，学校行事として，また生徒の集団活動としての教育的価値を高めるよう配慮しなければならない。

(4) 旅行・集団宿泊的行事

ア 旅行・集団宿泊的行事のねらいと内容

旅行・集団宿泊的行事については，学習指導要領第5章の第2で，次のように示している。

平素と異なる生活環境にあって，見聞を広め，自然や文化などに親しむとともに，集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

旅行・集団宿泊的行事のねらいは，次のように考えられる。

平素と異なる生活環境の中にあつて，豊かな自然や文化に触れる体験を通して，学校における学習活動を充実・発展させる。また，校外における集団活動を通して，教師と生徒及び生徒相互の人間的な触れ合いや信頼関係の大切さを経験し，生涯の楽しい思い出を作ることができる。さらに，自律的な集団行動を通して，健康や安全，集団生活のきまりや社会生活上のルール，公衆道徳などについて望ましい体験を得ることにより，人間としての生き方についての自覚を深める。

旅行・集団宿泊的行事としては，遠足，修学旅行，移動教室，集団宿泊，野外活動などが考えられる。

イ 実施上の留意点

(ア) 生徒の自主的な活動の場や機会を十分に考慮し，生徒の役割分担，生徒相互の協力，きまり・約束の遵守，人間関係を深める活動などの充実を図ること。

また，文化的行事や健康安全・体育的行事，勤労生産・奉仕的行事との関連な

どを重視して，単なる物見遊山に終わることのない有意義な旅行・集団宿泊的行事を計画・実施するよう十分に留意すること。

- (イ) 指導計画の作成とその実施に当たっては，行事の目的やねらいを明確にした上で，その内容に応じて各教科，道徳，総合的な学習の時間，学級活動などとの関連を工夫すること。また，事前の学習や，事後のまとめや発表などを工夫し，体験したことがより深まるような活動を工夫すること。
- (ウ) 学級活動などにおいて，事前に，目的，日程，活動内容などについて指導を十分に行い，生徒の参加意欲を高めるとともに，保護者にも必要事項について知らせておく。
- (エ) 実施に当たっては，地域社会の社会教育施設等を積極的に活用するなど工夫し，十分に自然や文化などに触れられるよう配慮する。
- (オ) 生徒の心身の発達の段階，安全，環境，交通事情，経費，天候，不測の事故，事故の発生時における対応策などに十分配慮すること。特に，教師の適切な管理の下での生徒の活動が助長されるように事故防止のための万全な配慮をする。また，自然災害などの不測の事態に対しても，自校との連絡体制を整えるなど適切な対応ができるようにする。（なお，計画の実施に関しては，「小学校，中学校，高等学校等の遠足・修学旅行について」（昭和43年10月2日付け，文初中第450号 文部省初等中等教育局長通達），「修学旅行における安全確保の徹底について」（昭和63年3月31日付け，文初高第139号文部事務次官通達）などを参照すること。）

(5) 勤労生産・奉仕的行事

ア 勤労生産・奉仕的行事のねらいと内容

勤労生産・奉仕的行事については，学習指導要領第5章の第2で，次のように示している。

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し，職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに，共に助け合って生きることの喜びを体得し，ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

勤労生産・奉仕的行事のねらいは，次のように考えられる。

勤労生産・奉仕的行事にかかわる様々な体験活動を通して，勤労の尊さや意義を理解し，職業や進路の選択と社会的自立に必要な望ましい勤労観や職業観を身に付けたり，共に助け合って生きる人間として必要な社会奉仕の精神を身に付けたりするなど，人間としての生き方についての自覚を深め，将来の社会人として

自立していくための態度や能力を育てる。

また、勤労や社会奉仕の尊さを体験することを通して、創造する喜びや共に生きる喜びを味わうとともに、生徒が相互に協力し合って実践し、優れた校風や伝統を築くことに役立つ。

勤労生産・奉仕的行事としては、職場体験、各種の生産活動、上級学校や職場の訪問・見学、全校美化の行事、地域社会への協力や学校内外のボランティア活動などが考えられる。

特に、生徒の発達の段階や親や教師以外の地域の大人などとの交流の場の減少などといった生徒を取り巻く状況の変化を踏まえると、中学校段階においては、職場体験を重点的に推進することが望まれる。

イ 実施上の留意点

(ア) 指導計画の作成とその実施に当たっては、行事の目的やねらいを明確にした上で、その内容に応じて各教科、道徳、総合的な学習の時間などの指導との関連を図り、学校教育全体として豊かな教育活動を構築するよう十分留意すること。また、事前の活動や、事後のまとめや発表などを工夫し、体験したことがより深まるような活動を工夫すること。

特に職場体験は、学校教育全体として行うキャリア教育の一環として位置づけ、自己の能力・適性等についての理解を深め、職業や進路、生き方にかかわる啓発的な体験が行われるようにすることが重要である。また職場体験については、その教育的な意義が一層深まるとともに、高い教育効果が期待されることなどから、学校の実態や生徒の発達の段階を考慮しつつ、一定期間（例えば1週間（5日間）程度）にわたって行われることが望まれる。

(イ) 生徒の発達の段階や特性、これまでの経験などに留意しながら、生徒の入学から卒業までを見通した学校としての計画的、系統的な教育活動の展開を図るようにすること。また、家庭や地域の人々、関係機関、事業所や企業、ボランティア関係団体、社会教育施設、自治会等との連携を深め、豊かな教育活動を進めていくことに十分留意すること。

(ウ) 学校行事におけるボランティア活動は、生徒がボランティア活動について学んだり、体験したりして、ボランティア精神を養い、自己の生き方を見つめ、将来社会人としてボランティア活動に積極的に参加していく意欲や態度を養うことに意義があり、ボランティア教育（ボランティア学習）を含めた教育活動として広くとらえられるものである。その際、学級活動や生徒会活動として行

うボランティア活動との関連を図ることや，生徒の自主性・主体性が発揮されるように工夫することが必要である。

- (I) 職場体験や学校外におけるボランティア活動などの実施に当たっては，生徒の心身の発達の段階や適性等を考慮して計画し，実施することが望まれる。その際，生徒の安全に対する配慮を十分に行うようにする。

3 学校行事の指導計画

各活動・学校行事の年間指導計画の作成については，学習指導要領第5章の第3の1の(1)で，次のように示している。

- (1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては，学校の創意工夫を生かすとともに，学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し，生徒による自主的，実践的な活動が助長されるようにすること。また，各教科，道徳及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに，家庭や地域の人々との連携，社会教育施設等の活用などを工夫すること。

以上のことから，学校行事の指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮する必要がある。

- (1) 学校の創意工夫を生かすとともに，学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し，生徒による自主的，実践的な活動が助長されるようにする

ア 学校の創意工夫を生かすこと

学校行事は学校が計画し実施する教育活動であるだけに，特別活動の他の内容と異なり，一層学校の創意工夫に基づいた特色ある内容が計画しやすいと考えられる。

豊かな心をもちたくましく生きる人間の育成や人間としての生き方に関する指導を重視する観点からも，特に，集団生活の充実，自然との触れ合いや本物の文化や芸術に触れたり鑑賞したりする活動，勤労や奉仕にかかわる体験的な活動などが一層充実されるように，学校の創意工夫を生かした指導計画の作成が行えるように配慮する必要がある。

イ 学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮すること

学校の規模の大小，指導に当たる教師の組織や特性をはじめ，体育館や運動場などの施設や設備の実態，更に学校の所在する地域の自然的，地理的，文化的な

環境，施設・設備の状況，地域の人々の学校教育への理解と協力の可能性，及びこれらについての今後の見通しなどについて配慮することが大切である。

生徒の発達の段階については，学年ごとの生徒の心身の発達の状況に応じて学校行事への参加，協力の可能性や程度，学校行事の種類の特質などに応じての自主的な活動の可能性や程度などを十分に把握して指導計画を作成する必要がある。特に生徒の健康・安全に留意し，無理のない活動ができるように配慮することが必要である。

また，学校行事については，生徒の入学から卒業までを見通し，学校全体としての計画的，発展的な指導計画を作成することが必要なことはもとより，小学校段階での学校行事の成果や生徒の経験を生かしてより発展的な教育活動を展開していくことが必要である。そのためには，小学校との連絡や連携を十分に図ることが大切である。

小学校と中学校における学校行事の内容(学習指導要領)

小学校	中学校
<p>全校又は学年を単位として，学校生活に秩序と変化を与え，学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。</p> <p>(1) 儀式的行事</p> <p>学校生活に有意義な変化や折り目を付け，厳粛で清新な気分を味わい，新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。</p> <p>(2) 文化的行事</p> <p>平素の学習活動の成果を発表し，その向上の意欲を一層高めたり，文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。</p> <p>(3) 健康安全・体育的行事</p> <p>心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め，安全な行動や規律ある集団行動の体得，運動に親しむ態度の育成，責任感や連帯感の涵養，体力の向上などに資するような活動を行うこと。</p> <p>(4) 遠足・集団宿泊的行事</p> <p>自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって，見聞を広め，自然や文化などに親しむとともに，人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などに</p>	<p>全校又は学年を単位として，学校生活に秩序と変化を与え，学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。</p> <p>(1) 儀式的行事</p> <p>学校生活に有意義な変化や折り目を付け，厳粛で清新な気分を味わい，新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。</p> <p>(2) 文化的行事</p> <p>平素の学習活動の成果を発表し，その向上の意欲を一層高めたり，文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。</p> <p>(3) 健康安全・体育的行事</p> <p>心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め，安全な行動や規律ある集団行動の体得，運動に親しむ態度の育成，責任感や連帯感の涵養，体力の向上などに資するような活動を行うこと。</p> <p>(4) 旅行・集団宿泊的行事</p> <p>平素と異なる生活環境にあって，見聞を広め，自然や文化などに親しむとともに，集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行</p>

<p>ついでに望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。</p> <p>(5) 勤労生産・奉仕的行事</p> <p>勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。</p>	<p>うこと。</p> <p>(5) 勤労生産・奉仕的行事</p> <p>勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。</p>
---	--

ウ 生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること

学校行事は、学校が計画し実施するものであるとともに、各種類の行事に生徒が参加し協力することによって行われる教育活動である。また学校行事は、内容の種類や特質に応じて生徒の自主的な参加の仕方や程度は異なるが、多くの行事では、生徒による自発的な活動を幅広く取り入れることができる。例えば、文化祭などにおいては、積極的に自分たちで作り上げていこうとする自主的、実践的な活動が期待できる。したがって、行事の特質や、生徒の実態に応じて、生徒の自主的な活動を助長することが大切である。その際、放任になることがないよう、また、発達の段階からいって生徒が活動のために必要な基礎的な知識や技能を十分身に付けていない場合もあるので、教師の適切な指導・助言が当然必要である。さらに、生徒が行事の意義を十分に理解した上で、自発的に参加し協力するようになることが大切である。

このため、事前の準備の段階からそれぞれの行事の実施に必要なことを様々に工夫し、責任の遂行の大切さを理解したり、満足感や成就感を味わったりすることができるように指導・援助を行うことが必要である。また、事後指導においては活動の成果等を振り返り、次の活動や他の教科等での学習への意欲を高めたりする場を適切に位置付け、生徒の自主的、実践的な活動が助長されるように指導を行う必要がある。

(2) 各教科、道徳及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図る

各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動の学習活動は、それぞれ独自の教育的意義をもちながらも相互に関連し合って、全体として学校の教育目標の達成を目指すものである。

特に学校行事は、平素の教育活動の総合的な発展の場であるから、日常の教育活動の成果が生かされるようにすることが大切である。したがって、学校行事の指導計画も、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の他の内容などの指導計画と有機的に関連し合うように作成することが大切である。

さらに、その際、総合的な学習の時間や各教科等において行われる3学年間にわた

る体験活動の相互の関連やバランスを考えるとともに、接続する小学校や高等学校において実施される体験活動との関連にも留意し、望ましい集団づくりを進めていく上で、価値ある学校行事が重点化して行われるよう配慮する必要がある。

(3) 家庭や地域の人々との連携，社会教育施設等の活用などを工夫する

学校行事は、家庭や地域の人々の参加や協力を得るなど、お互いの連携や交流を深め、開かれた学校づくりを進めていくうえで、重要な役割を果たしている。また、地域の幅広い教育力を活用して行う様々な学校行事は、生徒の調和のとれた人間形成を図るとともに、人間としての生き方についての自覚を深めるうえで極めて重要である。

そこで、指導計画の作成に当たっては、家庭や地域の人々との連携を深め、その教育力の活用を図ったり、地域の自然や文化、伝統を生かしたり、社会教育施設等を活用したりする活動が展開できるよう工夫することが大切である。

(4) 生徒指導の機能を生かす

学校行事などの指導計画の作成にかかわって、学習指導要領第5章の第3の1の(2)で、次のように示している。

(2) 生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談（進路相談を含む。）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。

学校行事は生徒の学校生活の流れに望ましい変化をもたらし、学校生活に色彩を添え、折り目を付け、学校生活をより豊かなものにするという意義を有している。さらに、生徒が協力して活動することによって、成就感や充足感を味わうことができる教育活動である。

学校行事を通して生徒が確かな存在感をもつとともに、自己実現の喜びを味わうことができるようにするために、学校行事における事前から事後にかけての活動の過程において、すべての生徒が何らかの役割や分担をもち、それを自己の選択や判断に基づいて遂行する体験を重ねることができるよう配慮することが大切である。そのためには、生徒一人一人が行事中での人間的な触れ合いを深め、個性を発揮して積極的に活動できるよう、活動の場や機会を豊富にもった指導計画の作成が大切である。

また、学校行事においては、他の学級や学年の生徒との接触や交流が行われるとと

もに，通常の学級生活だけでは得られない，幅広い人間関係を経験することができる。このことは，学校の中で起こりがちな他の学年や学級などに対する排他的な態度や感情が生ずることを防ぎ，よりよい人間関係を育てることにもつながるものであり，学校行事においても生徒指導の機能を生かすことが望まれる。

(5) 年間指導計画の作成

学校行事は，全校又は学年という大きな集団による教育活動である。したがって，その実施に当たっては，学校の全教職員が行事の目標や指導の重点などを共通理解し，一体となって指導に当たらなくてはならないことから，全教職員がかかわって3学年間を見通した適切な年間指導計画を作成し，学校全体の協力的な指導体制を確立して，組織的に指導に当たる必要がある。

学校行事は，全校又は学年の全生徒が集団として活動するのであるから，その指導計画は，特に慎重な検討を経て立案する必要がある。

学校行事の指導計画には，年間の学校行事全体にわたる年間指導計画と個々の行事についてのより具体的な個別の行事指導計画がある。

年間指導計画には，学期ごと，月ごとなどに，実施予定の行事名，指導時数，参加の対象，目標，実施の内容，他の教育活動との関連などを取り上げるのが通例である。これらのほかに，行事全体の実施に要する経費や，学校の施設・設備の活用の計画や，評価の観点など必要である。

また，個別の行事指導計画においては，ねらい，内容（事前，当日，事後），実施の時期，場所，時間，指導上の留意事項，評価の観点などを取り上げるのが一般的である。このほか，所要経費や準備日程，役割分担などを明確にした，実施上の具体的な計画が必要である。

(6) 学校行事に充てる授業時数

学校行事の授業時数等の取扱いについては，学習指導要領第1章の第3の2で，次のように示している。

第3 授業時数等の取扱い

2 特別活動の授業のうち，生徒会活動及び学校行事については，それらの内容に応じ，年間，学期ごと，月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

学校行事は，体験的な活動を通して，特別活動の目標を達成していく学校全体の教育活動である。そこでは，生徒の安全の確保等にも十分配慮しつつ，学習指導要領に示された学校行事のねらいが実現できるよう，各教科等との関連も図りつつ，各学校が創意工夫を発揮して適切な授業時数を充てる必要がある。

なお，学校行事については，勤労生産・奉仕的行事や旅行・集団宿泊的行事などで

様々な体験活動が取り組まれているが、それらは特別活動以外の他の教育活動との関連を図って実施されている場合もある。例えば、職場体験活動などが、総合的な学習の時間において、問題の解決や探究活動といった総合的な学習の時間の趣旨を踏まえ、自己の生き方を考える学習活動として行われる場合があるが、このような職場体験活動は、同時に「勤労の尊さや職業にかかわる啓発的な体験が得られるようにする」という特別活動の勤労生産的な行事と同様の成果も期待できる場合も多い。その際は、特別活動と総合的な学習の時間のそれぞれの特質を生かし、活動のねらいを明確にした上で、各学校の教育の全体像を踏まえて両者の活動を有機的に関連させ、より教育的意義の高い教育活動を構築することが必要である。

4 学校行事の内容の取扱い

学校行事における内容の取扱いについては、学習指導要領第5章の第3の2の(3)で、次のように示している。

(3)〔学校行事〕については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

このことから、学校行事の指導に際しては、次の事項に留意することが必要である。

(1) 特色ある学校行事の創意工夫をすること

学校行事はその内容が多彩であり、各種類の行事が様々な特色をもち、その体験的な活動を通して、一人一人の生徒の多様な能力・適性、興味・関心などが生かされ、望ましい集団活動を通して幅広い人間関係を得ることにより、豊かな人間性、社会性の育成を図る活動である。また、学校行事は生徒が協力して活動し、成就感、充足感、連帯感を高め、望ましい校風を育てる活動である。学校行事を、学校生活をより

豊かに充実する教育活動として実施するためには、実施する行事の教育的意義を明確にするとともに、学校や地域及び生徒の実態を考慮し、各学校の創意工夫を生かした特色ある行事、特色ある学校づくりを進める観点に立って精選を図る必要がある。

(2) 各種類ごとの重点化や行事間の関連や統合を図り精選すること

学校行事の精選に当たっては、各学校が取り上げる内容について、家庭や地域社会と協力し連携を深めながら、特に重視する教育的価値のある内容や学校として特色ある教育活動として認められる活動を重点化していくことが大切である。また、これまで別々に実施していた各種類の行事について、そのねらいや活動内容が関連又は共通したり、3学年間を見通した系統性や発展性、教科指導等との関連から、一つの行事のなかに他の行事の内容を活動として取り込むなど統合するよう工夫することも考えられる。例えば、旅行・集団宿泊的行事として実施される遠足や修学旅行に、文化的行事のねらいを積極的に取り入れたり、勤労生産・奉仕的行事の勤労体験や地域社会へ貢献する活動あるいは各教科等の学習活動を関連付けたりするなど様々な創意工夫の発揮が望まれる。

さらに、総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する学校行事に替えることができるといった総則の弾力的な取扱いについても考慮する必要がある。

なお、従前の学校行事について、そのねらいが不明確のまま、従来の慣行を踏襲している活動や事前の準備や事後の整理等に時間をかけすぎている行事については、計画や内容について十分に検討して見直す必要がある。

(3) 地域の人々との交流を図る行事を工夫すること

現代の中学生にとって、他人を思いやる心や社会貢献の精神を培うとともに、社会生活のルールや基本的なモラルを習得していくことは、豊かな人間性や社会性などの育成を図るうえで極めて重要なことである。

そのためには、特に地域の人々との触れ合いを深め、様々な交流を図る活動を積極的に取り上げるようにすることが必要であり、各行事の実施に当たっては、学校や地域及び生徒の実態に応じて、例えば、学校行事に幼児、高齢者、障害のある人々を招待して一緒に交流したり、地域の関係施設や関係団体等との連携を図ったりして、人間的な触れ合いを深め共に学ぶことができるような活動内容を工夫していくことが大切である。また、他の中学校や保育所、幼稚園、小学校、高等学校、特別支援学校などとの交流や文通など、様々な取組の充実が考えられる。なお、これらの活動の場合

には、十分に事前の打合せを行い、教育的な効果が十分あがるよう配慮することが大切である。

(4) 自然体験や社会体験などの体験活動を充実すること

都市化や核家族化・少子化が進行し、情報機器が普及する中で、間接体験が増加する反面、自然との触れ合いや社会参加の活動など直接体験が減少してきている。友達と協力し合いながら自然の中で活動する体験は、自然の美しさ、神秘性、厳しさなどに触れさせ、感動や驚きを与えるとともに、自然や環境への理解を深め、自主性や協調性、忍耐力や社会性などを培う。職場体験活動やボランティア体験活動は、自分の力でやり遂げた喜びや充実感を味わうとともに、自立心や責任感を身に付け、人間としての生き方の探求に結びつくものである。

このことから、自然の恵みに感動する心をはぐくむ自然体験や、社会の一員としての在り方や望ましい勤労観・職業観を育成するための社会体験などの体験活動を、意図的・計画的に実施できるようにすることが大切である。

(5) 体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりする活動を充実すること

体験活動については、その場限りの活動で終わらせることなく、事前にそのねらいや意義を生徒に十分理解させ、活動についてあらかじめ調べたり、準備したりすることなどにより、意欲をもって活動できるようにするとともに、事後には、体験を通して感じたり気付いたりしたことを自己と対話しながら振り返り、文章でまとめたり、発表し合ったりする活動を重視し、他者と体験を共有して幅広い認識につなげる必要がある。

〔その他の指導上の留意事項〕

学校行事の指導に当たっては、次の事項についても留意することが大切である。

ア 実施する行事のねらいを明確にし、その意義を理解させ、綿密な計画の下に積極的な活動への意欲を育成する。その際、事前・事後の指導についても十分留意し、体験活動を振り返り、そこから学んだことを記述する活動を充実するなど、指導の効果を高めるように配慮すること。

イ 生徒一人一人が集団の中での人間的な触れ合いを深め、個性を発揮して積極的に活動できるよう、活動の場や機会を豊富にすること。その際、個々の生徒の特性等を配慮した役割分担にも留意すること。

ウ 学校行事の計画、準備、実施、その評価などの各過程において、生徒会活動などとの関連を図りつつ、生徒にとって可能な範囲で自主的な活動を行わせ、個々

の生徒に積極的な活動を促し，自主的な協力の気風を養うこと。

エ 教師の指導の下に，生徒の創意をできるだけ生かすとともに，秩序やルールを守り品位のある活動によって校風が高められるようにすること。

オ 学校行事においては生徒の健康や安全を考慮し，特に負担過重にならないようにすること。

カ 個々の行事の特質に応じて家庭や地域社会との連携を深めながら，学校の特色や創意を生かした行事を工夫すること。

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

平成20年1月の中央教育審議会の答申において、特別活動の課題として、次のことが示された。

特別活動の充実が学校生活の満足度や楽しさと深くかかわっているが、他方、それらが子どもたちの資質や能力の育成に十分つながっていない状況も指摘されている。

学校段階の接続の問題としては、小1プロブレム、中1ギャップなど集団への適応にかかわる問題が指摘されている。

情報化、都市化、少子高齢化などの社会状況の変化を背景に、生活体験の不足や人間関係の希薄化、集団のために働く意欲や生活上の諸問題を話し合っ解決する力の不足、規範意識の低下などが顕著になっており、好ましい人間関係を築けないことや、望ましい集団活動を通じた社会性の育成が不十分な状況も見られる。

特別活動について、全体の目標は示しているが、各内容ごとの目標は示していない。このため、活動を通して何を育てるかが明確でないことや、総合的な学習の時間などとの教育活動の重なりも指摘されている。

特別活動の中でも、その基盤的な役割を担う学級活動やホームルーム活動の内容については、小学校では6年間を通じた活動内容をまとめて示しているため、発達や学年の課題に対応した適切な活動が行われにくいとの指摘がある。また、中学校及び高等学校では、内容が網羅的になっているため、重点を置きたい内容の指導に力が注ぎにくいとの指摘がある。

このことを踏まえ、特別活動を充実させることにより、生徒にとっての学校生活を楽しく豊かにするとともに、生徒の資質や能力の育成に十分つながるようにするため、以下に示すことに即して、学校として適切な指導計画や指導するための資料などの教材を作成し、指導方法を工夫するなどして各内容を取り扱う必要がある。

第 1 節 指導計画の作成に当たっての配慮事項

1 特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画の作成

特別活動の全体計画や年間指導計画の作成については、学習指導要領第 5 章の第 3 の 1 の(1)で、次のように示している。

(1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科、道徳及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。

特別活動の目標は、特別活動の各活動・学校行事の実践的な活動を通して達成されるものであり、その指導計画は、学校の教育目標を達成する上でも重要な役割を果たしている。したがって、調和のとれた特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画を全教師の協力の下で作成することが大切である。

ここで示した「特別活動の全体計画」とは、特別活動の目標を調和的かつ効果的に達成するために各学校が作成する、特別活動の全体の指導計画のことである。

このような特別活動の全体計画を作成する際には、全教師が指導に当たるため、全教師の共通理解と協力体制が確立されるよう、例えば、各学校における特別活動の役割などを明確にして重点目標を設定したり、各活動・学校行事の内容を示したりすることが大切である。また、特別活動に充てる授業時数、設置する校内組織(校務分掌)や実施する学校行事等を明らかにしておくことが大切である。さらに、生徒の実態を十分に把握するとともに、生徒の発達の段階や特性等を生かすようにし、教師の適切な指導の下に、生徒の自主的、実践的な活動が助長できるような全体計画を作成することが求められる。

特別活動の全体計画に示す内容には、次のようなものが考えられる。

特別活動の重点目標

学級活動、生徒会活動、学校行事の目標

学級活動、生徒会活動、学校行事の全体的内容

特別活動に充てる授業時数や設置する校内組織(校務分掌)

学級活動に充てる授業時数

各教科等との関連

評価 など

学校教育には、教育課程には位置付けられていないが教育的意義が大きく、特別活動と関連が深い朝の会や帰りの会、日常に行われている清掃や日直などの当番の活動、さらに、放課後等に生徒の自主的、実践的な活動として行われる部活動などがあるが、これらとの関連などについても、特別活動の全体計画に示しておくことも大切である。なお、部活動の教育的な意義等については、学習指導要領第1章総則の第4の2の(13)に示されている。

この特別活動の全体計画に基づいて、年間を通じた学級活動、生徒会活動、学校行事ごとの目標、その内容や方法、指導の流れ、時間の配当、評価などを示したものが、「各活動・学校行事の年間指導計画」である。

(1) 学校の創意工夫を生かす

特別活動は、その特質や内容からみて、各学校ごとに、それぞれの特色を生かした創意ある指導計画を立てて実施することが、特に期待されている。そのためには、まず、地域や学校、生徒の実態等を踏まえ、学校としての基本的な指導方針を立て、それに即した創意ある計画を立てることが重要である。

各学校における創意工夫は、地域の特色、学校や生徒の実態、そしてこれまでの実施の経験や反省などを生かして発揮されていくものであり、指導計画の作成に当たって学校としての校内体制を確立していくとともに、学校の創意や工夫を生かした教育活動を行うために必要な時間が確保できるよう、全教師が協力していくことが大切である。

(2) 学校の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮する

学校の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮して指導計画を作成することは、各教科などの指導計画においても大切なことであるが、生徒の自主的、実践的な活動を助長する特別活動においては、特に重要である。したがって、指導計画を作成するためには、生徒の興味・関心、能力・適性等に関する十分な生徒理解に基づいて、各学校や各学年における重点目標、指導の内容、活動の方法などを明確にしておくことが大切である。

(3) 生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする

特別活動においては、教師の適切な指導の下に生徒による自主的、実践的な活動が助長され、そうした活動を通して特別活動の目標の実現が目指される教育活動である。そこで、できるだけ生徒自身による計画に基づく活動を生かし、生徒が自ら進んで活動を行うように指導する必要がある。特に、中学生ともなれば、他から与えられた計画に従わせるだけでは活動意欲を失わせることにもなるので、特別活動の各内容及び活動内容の特質に応じて、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるように指導することが必要になってくる。すなわち、望ましい集団活動とするためには、生

徒が活動の計画を立てて実践するように配慮することが大切であり，そのことが特別活動における指導の基本の一つであるといえる。しかし，その際にも，常に教師による適切な指導がなされなければならない。

(4) 各教科，道徳及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図る

特別活動の指導に当たっては，各教科，道徳及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図る必要がある。具体的には，各教科等で育成された能力が特別活動で十分に活用できるようにするとともに，特別活動で培われた協力的で実践的な態度や能力が各教科等の学習に生かされるようにする関連である。とりわけ，道徳的実践の指導の充実が重視される特別活動においては，「人間としての生き方についての自覚を深め」がどちらの目標にも共通に示されていることを踏まえ，積極的に道徳との関連を図る必要がある。

また，特別活動の体験活動と各教科，道徳，総合的な学習の時間の学習活動との関連性がある場合には，相互に関連させて展開するよう配慮することが大切である。体験的な活動は全教育活動で配慮することが必要であるが，特に，特別活動，総合的な学習の時間の学習活動のいずれにおいても体験活動の充実，生き方について考え，深めることが求められていることでもあり，各学校が学校や地域の実態を生かして両者の関連に十分配慮する必要がある。そのことによって，それぞれのねらいが一層生かされ，特色ある教育活動づくりが推進されることにもなる。

これらのことを踏まえ，各学校が教育目標の具現化に向けて，特別活動と各教科，道徳，総合的な学習の時間，生徒指導などとの関連を図った独自の全体計画を作成するためには，学校の実態を十分に考慮し，特別活動として何を重視すべきかなど重点目標を定め，それぞれの役割を明確にしておく必要がある。

(5) 家庭や地域の人々との連携，社会教育施設等の活用などを工夫する

特別活動は，家庭や地域等との連携・協力が重要な意味をもつ教育活動であり，そうした幅広い教育力を活用した学校内外での体験活動は，生徒の調和のとれた人間形成を図るとともに人間としての生き方についての自覚を深める上で，極めて重要である。

そのためには，各学校が，家庭や地域との連携や交流を深め，その教育力の活用を図ったり，地域の自然や文化・伝統を生かしたり，社会教育施設等を活用した教育活

動を展開していくことが必要であり，特別活動の指導計画の作成に当たっては，地域や学校の特色を生かした指導計画の作成に配慮することが大切である。

(6) 特別活動の授業時数

特別活動に充てる授業時数については，学校教育法施行規則第73条別表第2に示されているが，学習指導要領第1章の第3において，次のように示している。

- 1 各教科，道徳，総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし，1及び3において，特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の授業は，年間35週以上にわたって行うよう計画し，週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし，各教科等（特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には，夏季，冬季，学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め，これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお，給食，休憩などの時間については，学校において工夫を加え，適切に定めるものとする。
- 2 特別活動の授業のうち，生徒会活動及び学校行事については，それらの内容に応じ，年間，学期ごと，月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

各学校においては，これらの規定に基づいて，学校や生徒などの実態を考慮し，学級活動以外の特別活動の授業時数を配当することになる。実際には，年間の授業に充て得る総授業時数から各教科等別に示された時数を除いた中から配当することになる。具体的には，本解説の第3章において〔生徒会活動〕，〔学校行事〕について示していることを踏まえ，それぞれの目標やねらいが十分に達成できるようによく検討した上で年間，学期ごと，月ごとなどに適切な授業時数を充てるなどして，全体計画を作成することとする。

なお，学級活動については，本解説の第3章の第1節の3を参照すること。

2 生徒指導の機能を十分に生かす

指導計画の作成にかかわって，学習指導要領第5章の第3の1の(2)で，次のように示している。

(2) 生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談（進路相談を含む。）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。

生徒指導は、学習指導要領第1章総則の第4の2の(3)に示されているように、「教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう」に指導・援助を行うものである。その機能が有効に働くためには、共感的な人間関係を育成し、生徒に確かな存在感を与えるとともに、自己決定の場や機会をより多く用意し、生徒が自己実現の喜びを味わうことができるよう、指導上の配慮を行うことが大切である。

特別活動は、その目標や内容、指導の形態や方法において生徒指導と深くかかわるものがあり、上に述べたような生徒指導の機能を指導計画の作成に十分に生かすことにより指導の効果が上がるものといえる。

また、特別活動の指導は、主に集団場面において生徒の集団活動の指導・援助を通じて行われることから、生徒指導も集団場面における指導が基本となる。そして、特別活動の指導も生徒指導も、究極的には生徒一人一人の望ましい人格形成を図ることをねらいとしているので、学級活動等で学んだ内容を、生徒一人一人が身に付けるためには、集団場面に続いてあるいは並行しての個別場面における指導がぜひとも必要である。

個別指導の代表的な形態には教育相談があるが、教育相談は、一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方を助言することである。その方法としては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし、教育相談的な配慮をすることが大切である。また、生徒との相談だけでは不十分な場合が多いので「生徒の家庭との連絡を密に」することも必要である。

また、「進路相談」は、教育相談の中に含まれるため、括弧書きで示しているが、この相談は、卒業の時期に限らず、計画的、継続的な実施によって成果を上げるように配慮する必要がある。

教育相談の適切な計画を立てるためには、次のことに留意することが大切である。

ア 平素から、個々の生徒の理解に必要かつ適切な資料を豊富にすること。

イ 全教師による協力的な取組により、全生徒を対象とし、すべての生徒の能力・

適性等を最大限に発揮できるように努めること。

ウ 生徒との直接の相談だけにとどめず，家庭との連絡を密にし，生徒，教師，保護者の三者による相談のような形態も大切にすること。

なお，各活動・学校行事に則した解説については，本解説の第3章の学級活動，生徒会活動，学校行事の「指導計画」の解説を参照すること。

3 ガイダンスの機能を充実する

指導計画の作成にかかわって，学習指導要領第5章の第3の1の(3)で次のように示している。

(3) 学校生活への適応や人間関係の形成，進路の選択などの指導に当たっては，ガイダンスの機能を充実するよう〔学級活動〕等の指導を工夫すること。特に，中学校入学当初においては，個々の生徒が学校生活に適応するとともに，希望と目標をもって生活をできるよう工夫すること。

ガイダンスの機能の充実は，学習指導要領第1章総則の第4の2の(5)で，「生徒が学校や学級での生活によりよく適応するとともに，現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう，学校の教育活動全体を通じ，ガイダンスの機能の充実を図ること」と示しているように，生徒が自己の現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成を図る学校全体の取組である。

特に，生徒指導や進路指導にかかわって，生徒のよりよい適応や成長，進路等の選択にかかわる，集団場面を中心とする指導・援助であり，生徒一人一人の可能性を最大限に開発しようとするものである。具体的には，生徒の学級・学校生活への適応や好ましい人間関係の形成，学業や進路等における主体的な取組や選択及び自己の生き方などに関して，学校が計画的，組織的に行う情報提供や案内，説明及びそれらに基づいて行われる学習や活動などである。したがって，ガイダンスの機能を充実するための工夫とは，ガイダンスの個々の活動について，ねらいをもち，その実現のために，これまでよりも適時に，適切な場や機会を設け，よりよい内容・方法で実施するよう改善を図ることであり，また，そのための指導計画を立て，教師の共通理解と協力により，その効果を高めるようにするということである。

学級活動にかかわる配慮事項については，本解説の第3章の第1節の3の(5)で解説しているが，生徒会活動や学校行事においても工夫することが大切である。例えば，生徒会活動では，委員会や部活動などについての上級生によるガイダンスの機会

は多いし，中学校入学時に行われる学校行事や啓発的な体験に関する学校行事等においてガイダンスの機能の充実を図ることも望まれる。そこで，学級活動や生徒会活動，学校行事との関連も図ってガイダンスの機能の充実を図ることが大切である。

4 道徳の時間などとの関連

学習指導要領第5章の第3の1の(4)には，次のように示している。

(4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき，道徳の時間などとの関連を考慮しながら，第3章道徳の第2に示す内容について，特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。

道徳の時間などとの関連については，本解説の第2章の第2節の4の(2)に示したように，特別活動における道徳性の育成を目指して，道徳教育の内容との関連を考慮しながら指導計画を作成することが大切である。特に，特別活動の「望ましい集団活動による生徒の自主的，実践的な活動」の特質を生かし，道徳的実践の指導の充実を図るようにすることが必要である。

第 2 節 内容の取扱いについての配慮事項

1 学級活動，生徒会活動の取扱い

学習指導要領第 5 章の第 3 の 2 の(1) には，次のように示している。

(1)〔学級活動〕及び〔生徒会活動〕の指導については，指導内容の特質に応じて，教師の適切な指導の下に，生徒の自発的，自治的な活動が効果的に展開されるようにするとともに，内容相互の関連を図るよう工夫すること。また，よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動，人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。

(1) 指導内容の特質に応じて，教師の適切な指導の下に，生徒の自発的，自治的な活動を効果的に展開するとともに，内容相互の関連を図るよう工夫する

自主的，実践的な活動の助長については，すでに学習指導要領第 5 章の第 3 「指導計画の作成と内容の取扱い」の 1 の(1)で，特別活動のいずれの内容を扱う場合においても留意されなければならない事項として示されているので，ここでは特に，学級活動及び生徒会活動について「指導内容の特質に応じて，教師の適切な指導の下に，生徒の自発的，自治的な活動が効果的に展開されるようにする」と示されているわけである。

自発的，自治的活動は，上に述べた自主的，実践的な活動を基盤として展開されるものであり，集団内における自治的活動の経験を通して，社会性や公民性を育てる活動である。そこでは，集団内の好ましい人間関係にも配慮しながら，人間尊重の精神に立って自治的な集団活動を営むことが必要であるが，主体的な集団運営の経験の浅い中学生段階では，集団における民主的な運営や好ましい人間関係に十分留意した教師の指導・援助が重要である。

(2) よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動，人間関係を形成する力を養う活動などを充実する

よりよい生活を築くための諸活動の充実に関しては，学級活動については本解説の第 3 章の第 1 節の 4 の(2)，生徒会活動については本解説の第 3 章の第 2 節の 4 の(3)

に示していることを踏まえ、各学校で適切に取り扱うこと。

2 学級活動の取扱い

学習指導要領第5章の第3の2の(2)には、次のように示している。

(2)〔学級活動〕については、学校、生徒の実態及び第3章道德の第3の1の(3)に示す道德教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。また、個々の生徒についての理解を深め、生徒との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、生徒指導との関連を図るようにすること。

学級活動については、ここに示したことを踏まえ、本解説の第3章の第1節の4の(3)に基づいて適切に取り扱うこと。

3 学校行事の取扱い

学習指導要領第5章の第3の2の(3)には、次のように示している。

(3)〔学校行事〕については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

学校行事については、ここに示したことを踏まえ、本解説の第3章の第3節の4に基づいて適切に取り扱うこと。

第3節 入学式や卒業式などにおける 国旗及び国歌の取扱い

このことについて学習指導要領第5章の第3の3では、次のように示している。

入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、生徒が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して一層正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることは重要なことである。

学校において行われる行事には、様々なものがあるが、この中で、入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けを行い、学校、社会、国家など集団への所属感を深める上でよい機会となるものである。このような意義を踏まえ、入学式や卒業式においては、「国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」こととしている。

入学式や卒業式のほかに、全校の生徒及び教職員が一堂に会して行う行事としては、始業式、終業式、運動会、開校記念日に関する儀式などがあるが、これらの行事のねらいや実施方法は学校により様々である。したがって、どのような行事に国旗の掲揚、国歌の斉唱指導を行うかについては、各学校がその実施する行事の意義を踏まえて判断するのが適当である。

国旗及び国歌の指導については、社会科において、「国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てるよう配慮すること」としている。

入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の指導に当たっては、このような社会科における指導などとの関連を図り、国旗及び国歌に対する正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることが大切である。

第 4 節 特別活動の指導を担当する教師

特別活動の指導を担当する教師の在り方については、教育課程の基準というよりは学校運営に関することであり、また、学校組織の基本として自明のことであることから学習指導要領では特に示されていないが、ここでは再確認という意味でまとめておく。

特別活動の内容は多様であり、このため指導に当たる教師については、対象になる生徒の集団の種類や規模に応じて適正な分担が必要である。したがって、特別活動の各内容の特質に応じて、教師間の望ましい指導の組織と役割の分担を明確にし、指導計画の作成・実施の過程を重視して、協力体制の確立を図っていくことが必要である。

(1) 学級活動の場合

学級活動については、日常の学級の生徒の実態を十分に把握し、それに即した指導が行われなければ十分な成果は期待できない。このために、学級の生徒を最もよく理解できる立場にある学級担任が適しており、学級経営の充実を図ることが必要である。同時に、活動する内容によっては、学級担任や学年の教師集団に加えて他の教師等の特性や専門性を生かした方が効果的である場合も少なくない。例えば、生徒指導にかかわる問題、進路に関する問題、健康・安全や食の問題を取り上げる場合は、各内容に応じて、生徒指導主事、進路指導主事、保健体育担当教諭、養護教諭、栄養教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師などが、学級担任や学年の教師集団とともに指導に当たることにより一層の効果をあげることがもできる。

また、学習指導や生徒指導・進路指導などのガイダンスに当たっては、学年全体そして学校全体として取り組むことも大切であり、学年の協働体制、他の教職員の協力体制、さらに家庭や地域等の教育力の活用など、学級活動の充実のための各学校の創意工夫が極めて重要である。

ところで、学級活動をはじめ、特別活動の教育的な成果のいかんは、指導に当たる教師の姿勢に影響されるところが大きい。そこで、以下、特別活動の充実のため、指導に当たる教師が留意すべき諸点を挙げてみることにする。

ア 教師と生徒及び生徒相互の人的な触れ合いを基盤とする指導であること。

イ 生徒の問題を生徒と共に考え、共に歩もうとする教師の態度が大切であること。

ウ 生徒に接する際には、常に温かな態度を保持し、公平かつ受容的で、生徒に信頼される教師であること。

エ 教師の教育的な識見と適正な判断力を生かすとともに、問題によっては毅然と

した態度で指導に当たる必要があること。

オ 生徒の自主的、実践的な活動を助長し、常に生徒自身による創意工夫を引き出すように指導すること。

カ 集団内の人間関係を的確に把握するとともに、人間尊重の精神に基づいて生徒が望ましい人間関係を築くように指導に努めること。

(2) 学級活動以外の場合

学級活動以外には、生徒会活動及び学校行事があり、いずれも学級や学年の所属を離れた集団による活動となることが多い。これらの中には、固定した集団もあれば、臨時に編成する集団もあり、担当の教師が広い範囲にまたがる場合が多い。このように、教師が集団で指導に当たる場合には、教師間の連携・協力が特に大切であり、全教師の共通理解に基づいて、次のような配慮の下に指導することが重要である。

ア 生徒会活動の場合、全校の生徒の組織としての活動であるから、生徒会活動の全体の指導に当たる教師、各種の委員会の指導を担当する教師などを適切に定め、教師間の連携を緊密にし、協力しながら適切な指導を行うこと。

イ 学校行事の場合、指導の対象となる生徒集団が大きいほか、特別活動の他の内容や各教科等の学習と関連する場合が多く、また、家庭や地域社会と連携して実施する場合もあるので、それぞれの学校行事の計画や指導の在り方を十分に検討するとともに、全教師の役割分担を明確にし、学校の指導体制の確立のもとに協力して指導に当たるようにすること。

第5節 特別活動における評価

評価については、学習指導要領第1章の第4の2の(12)で、次のように示している。

生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。

このことは、個性の伸長を目指し、実践的な活動を特質とする特別活動において、特に配慮すべきことであり、指導計画の作成、計画に基づく活動、活動後の反省という一連の過程のそれぞれの段階で評価する必要がある。

特別活動の評価において、最も大切なことは、生徒一人一人のよさや可能性を積極的に認めるようにするとともに、自ら学び自ら考える力や、自らを律しつつ他人とともに協調できる豊かな人間性や社会性など生きる力を育成するという視点から評価を進めていくということである。そのためには、生徒が自己の活動を振り返り、新たな目標や課題をもてるような評価を進めるため、活動の結果だけでなく活動の過程における生徒の努力や意欲などを積極的に認めたり、生徒のよさを多面的・総合的に評価したりすることが大切である。その際、集団活動や自らの実践のよさを知り、自信を深め、課題を見出し、それらを自らの実践の向上に生かすなど、生徒の活動意欲を喚起する評価にするよう、生徒自身の自己評価や集団の成員相互による評価などの方法について、一層工夫することが求められる。

また、評価については、指導の改善に生かすという視点を重視することが重要である。評価を通じて教師が指導の過程や方法について反省し、より効果的な指導が行えるような工夫や改善を図っていくことが大切である。その際、集団活動を特質とする特別活動においては、生徒一人一人の評価のみならず、集団の発達や変容についての評価も重要であり、この評価の結果を適切に指導に生かすことが重要である。

こうした特別活動の評価に当たっては、各活動・学校行事について具体的な評価の観点を設定し、評価の場や時期、方法を明らかにする必要がある。その際、特に活動過程についての評価を大切にするとともに、学級担任や当該学年の教師はもとより、全教師の共通理解と連携を十分に図って適切に評価できるようにすることが必要である。